

川崎市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○川崎市社会福祉審議会条例 平成12年 3 月24日 条例第14号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。） 第 7 条第 1 項の規定に基づく川崎市社会福祉審議会（以下「審議会」とい う。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 民生委員の適否の審査に関すること。 (2) 身体障害者の福祉に関すること。 (3) 老人の福祉に関すること。 (4) <u>法第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」と いう。）に関すること。</u></p> <p>(5) その他社会福祉に関すること（川崎市児童福祉審議会及び川崎市精 神保健福祉審議会の所掌事務に属するものを除く。）。</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第 4 条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され るものとする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第 5 条 委員長は、法第10条の規定に基づき会務を総理するほか、審議会を</p>	<p style="text-align: center;">○川崎市社会福祉審議会条例 平成12年 3 月24日 条例第14号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。） 第 7 条第 1 項の規定に基づく川崎市社会福祉審議会（以下「審議会」とい う。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 民生委員の適否の審査に関すること。 (2) 身体障害者の福祉に関すること。 (3) 老人の福祉に関すること。</p> <p>(4) その他社会福祉に関すること（川崎市児童福祉審議会及び川崎市精 神保健福祉審議会の所掌事務に属するものを除く。）。</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第 4 条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され るものとする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第 5 条 委員長は、法第10条の規定に基づき会務を総理するほか、審議会を</p>

改正後	改正前				
<p>代表する。</p> <p>2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 審議会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。</p> <p>2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。</p> <p>3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (専門分科会)</p> <p>第7条 法第11条第1項の規定に基づく民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会のほか、同条第2項の規定に基づき、<u>審議会に次の表左欄に掲げる専門分科会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</u></p>	<p>代表する。</p> <p>2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 審議会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。</p> <p>2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。</p> <p>3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (専門分科会)</p> <p>第7条 法第11条第1項の規定に基づく民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会のほか、同条第2項の規定に基づき、<u>老人の福祉に関する事項を調査審議するため、審議会に老人福祉専門分科会を置く。</u></p>				
<table border="1" data-bbox="152 849 1079 938"> <tr> <td>老人福祉専門分科会</td> <td>老人の福祉に関する事項</td> </tr> <tr> <td>地域福祉専門分科会</td> <td>地域福祉計画に関する事項</td> </tr> </table> <p>2 <u>身体障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会</u>に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。</p> <p>3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員（<u>身体障害者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会</u>にあつては、臨時委員を含む。第5項において同じ。）の互選により定める。</p> <p>4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。</p> <p>5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>6 専門分科会の会議については、前条の規定を準用する。</p> <p>7 審議会は、次の各号に掲げる事項に関して諮問等を受けたときは、当該</p>	老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項	地域福祉専門分科会	地域福祉計画に関する事項	<p>2 <u>身体障害者福祉専門分科会及び老人福祉専門分科会</u>に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。</p> <p>3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員（<u>身体障害者福祉専門分科会及び老人福祉専門分科会</u>にあつては、臨時委員を含む。第5項において同じ。）の互選により定める。</p> <p>4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。</p> <p>5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>6 専門分科会の会議については、前条の規定を準用する。</p> <p>7 審議会は、次の各号に掲げる事項に関して諮問等を受けたときは、当該</p>
老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項				
地域福祉専門分科会	地域福祉計画に関する事項				

改正後	改正前								
<p>各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第40条及び第41条第1項の規定による処分に関する事項 身体障害者福祉専門分科会</p> <p>(2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第18条の2第2項及び第19条第2項に規定する事項 老人福祉専門分科会</p> <p>8 民生委員審査専門分科会の会議は、非公開とする。 (審査部会)</p>	<p>各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第40条及び第41条第1項の規定による処分に関する事項 身体障害者福祉専門分科会</p> <p>(2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第18条の2第2項及び第19条第2項に規定する事項 老人福祉専門分科会</p> <p>8 民生委員審査専門分科会の会議は、非公開とする。 (審査部会)</p>								
<p>第8条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定に基づく障害程度審査部会のほか、身体障害者福祉専門分科会に次の表左欄に掲げる審査部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</p>	<p>第8条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定に基づく障害程度審査部会のほか、身体障害者福祉専門分科会に次の表左欄に掲げる審査部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 619 510 671">指定医師審査部会</th> <th data-bbox="510 619 1061 671">医師の指定及び取消しに関すること。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 671 510 1031">指定自立支援医療機関審査部会</td> <td data-bbox="510 671 1061 1031">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第2号に規定する更生医療に係るものに限る。)の指定及び取消しに関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	指定医師審査部会	医師の指定及び取消しに関すること。	指定自立支援医療機関審査部会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第2号に規定する更生医療に係るものに限る。)の指定及び取消しに関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 619 1505 671">指定医師審査部会</th> <th data-bbox="1505 619 2065 671">医師の指定及び取消しに関すること。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 671 1505 1031">指定自立支援医療機関審査部会</td> <td data-bbox="1505 671 2065 1031">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第2号に規定する更生医療に係るものに限る。)の指定及び取消しに関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	指定医師審査部会	医師の指定及び取消しに関すること。	指定自立支援医療機関審査部会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第2号に規定する更生医療に係るものに限る。)の指定及び取消しに関すること。
指定医師審査部会	医師の指定及び取消しに関すること。								
指定自立支援医療機関審査部会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第2号に規定する更生医療に係るものに限る。)の指定及び取消しに関すること。								
指定医師審査部会	医師の指定及び取消しに関すること。								
指定自立支援医療機関審査部会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第2号に規定する更生医療に係るものに限る。)の指定及び取消しに関すること。								
<p>2 前項の表左欄に掲げる審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。</p> <p>3 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。</p> <p>4 第6条及び前条第8項の規定は、審査部会の会議について準用する。</p> <p>5 審議会は、身体障害者の障害程度に関する事項について諮問を受けたとき又は第1項の表右欄に掲げる事項について諮問を受けたときは、それぞれ当該事項を調査審議する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。</p>	<p>2 前項の表左欄に掲げる審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。</p> <p>3 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。</p> <p>4 第6条及び前条第8項の規定は、審査部会の会議について準用する。</p> <p>5 審議会は、身体障害者の障害程度に関する事項について諮問を受けたとき又は第1項の表右欄に掲げる事項について諮問を受けたときは、それぞれ当該事項を調査審議する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。</p>								

改正後	改正前
<p>(庶務) 第9条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。</p> <p>(委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。</p>	<p>(庶務) 第9条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。</p> <p>(委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。</p>

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市葬祭条例 昭和27年9月22日条例第33号</p>	<p>○川崎市葬祭条例 昭和27年9月22日条例第33号</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、市民福祉の向上をはかるため、葬祭場及び市民葬儀について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、市民福祉の向上をはかるため、葬祭場及び市民葬儀について必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(市民葬儀)</p>	<p>(市民葬儀)</p>
<p>第15条 市長は、市民が葬儀を行う際、適正かつ低廉な料金で利用できる市民葬儀を定めることができる。</p>	<p>第15条 市長は、市民が葬儀を行う際、適正かつ低廉な料金で利用できる市民葬儀を定めることができる。</p>
<p>2 前項に規定する市民葬儀は、<u>市長</u>の指定を受けた葬祭業者が市民の申込みにより行うものとする。</p>	<p>2 前項に規定する市民葬儀は、<u>市</u>の指定を受けた葬祭業者が市民の申込みにより行うものとする。</p>
<p>3 市長は、前項の指定をしようとするときは、<u>川崎市市民葬儀運営協議会の意見を聴くものとする。</u></p>	
<p><u>(市民葬儀運営協議会)</u></p>	
<p>第16条 前条第3項に定めるもののほか、同条第1項に規定する市民葬儀の運営に関する事項について調査審議するため、<u>川崎市市民葬儀運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。</u></p>	
<p>2 <u>運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。</u></p>	
<p>3 委員は、学識経験者及び関係団体の役職員のうちから市長が委嘱する。</p>	
<p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	
<p>5 委員は、再任されることができる。</p>	
<p>6 前各項に定めるもののほか、<u>運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>
<p><u>附 則</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の際現に改正後の条例第16条第1項の規定により設置される川崎市市民葬儀運営協議会に相当する合議体（以下「旧協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、同条第3項の規定により川崎市市民葬儀運営協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。</p>	

川崎市手数料条例新旧対照表 第3条関係

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。</p> <p>(1) ～ (20) 略</p> <p>(21) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第19条第3項の規定に基づく登録票の交付、同条第5項の規定に基づく登録の有効期間の更新又は同条第6項の規定に基づく登録票の再交付 1件につき 3,400円</p> <p>(22) ～ (274) 略</p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。</p> <p>(1) ～ (20) 略</p> <p>(21) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第19条第3項の規定に基づく登録票の交付、同条第5項の規定に基づく登録の有効期間の更新又は同条第6項の規定に基づく登録票の再交付 1件につき 3,400円</p> <p>(22) ～ (274) 略</p>

川崎市民生委員の定数に関する条例の制定について

1 条例制定の背景

第3次一括法の施行に伴い、より地域の実情に沿った民生委員活動を促進することを目的として、民生委員法第4条に基づく厚生労働大臣の定める定数基準が「従うべき基準」から「参酌基準」に改正され、本市において、民生委員の定数を条例で定めることとなった。

なお、条例制定まで1年間を猶予期間としていることから、本市では関係する局・区との調整や他都市の動向等を考慮するため、平成27年4月1日を施行日とする。

【民生委員法】(抜粋)

第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して※、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

※ 「参酌する基準」とは、十分参照しなければならない基準であるが、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの。

2 民生委員の定数に対する考え方

民生委員の定数については、今後想定される世帯数の増加や適正配置に伴う地区割りなどに柔軟に対応する必要があるため、条例では「基準」を定め、規則で「定数」を定めることとする。

・地域特性や民生委員のなり手不足等により、現在、参酌基準を超えた平均担当世帯数となっているが、民生委員児童委員は、高齢者等の見守りなど地域福祉における中心的な役割を担っており、今後も地域包括ケアシステムの推進など、その重要性は高まっていくことから適正な配置が求められる。



民生委員法第4条に基づき、参酌すべきとして定められた基準

「220から440までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人」※を採用する。

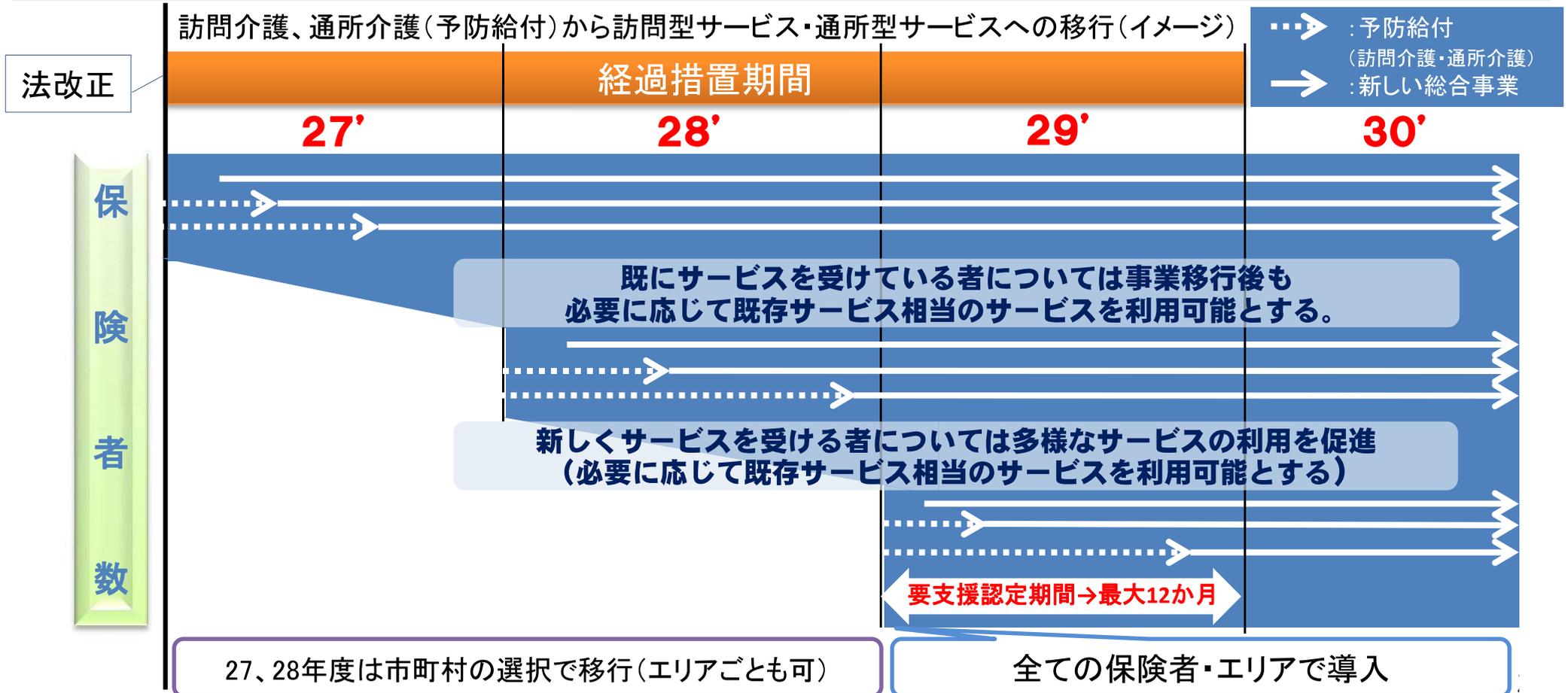
※「民生委員・児童委員の定数基準について」平成25年7月8日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知

- 市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。
- 市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。

※ 総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。

<段階的な実施例>

- ① エリアごとに予防給付を継続(【例】広域連合の市町村ごと)
- ② 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続
- ③ 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行



第3次一括法の施行に伴う「地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る職員の基準及び員数等に関する基準を定める条例案」パブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

第3次一括法の施行に伴い、従来、国の法令で全国一律に定められていた地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための職員の基準及び員数等に関する基準について、最適な行政サービスの提供を実現するにあたり、地域の実情を考慮し条例で定めるため、パブリックコメントの手続きにより広く市民の皆様からの意見を募集しました。意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方について、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要と結果

題名	地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る職員の基準及び員数等に関する基準を定める条例（案）
意見の募集期間	平成26年12月1日（月）～平成27年1月23日（金）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参、市民説明会
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページに掲載 ・市政だより（12月1日号）掲載 ・各区役所市政資料コーナー、保健福祉センター、各地区健康福祉ステーション、かわさき情報プラザ、健康福祉局地域包括ケア推進室及び長寿社会部にて資料配布
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページに掲載 ・かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナーにて資料設置

3 結果の概要

- ・意見提出数 4件（電子メール0通、FAX1通、郵送0通、持参0通、市民説明会意見3件）
- ・意見数 4件

4 御意見の内容と対応について

質問	本市の対応	区分
<p>地域包括支援センターによって支援体制の違いを大きく感じるが、今回の条例に規定する基準等について具体的に教えて欲しい。また、地域包括支援センターの公平性を担保するための役割と公平性を義務付けた条例の制定を要望する。</p> <p>(2件)</p>	<p>厚生労働省令においては、地域包括支援センターの適切、公平かつ中立な運営の確保等の基本方針や職員の員数及び人員配置基準等について規定しているところです。</p> <p>この度の条例化については、国の地域主権改革により、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準について、市町村条例に委任されたことから行うものであり、基本方針については、国基準をそのまま明記し、職員の員数及び人員配置基準については、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において本市独自に規定している、地域包括支援センターの担当する「地域ケア圏域」の高齢者人口がおおむね3,000人から5,500人までに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を1名ずつ配置するとともに、5,500人を超えた場合は、専門職を1名増員するとの基準を明確に位置付けた上で、条例案の制定に向け進めます。なお、地域包括支援センターの支援体制については、研修等を通じて適切に支援できる体制に努めているところです。また、適切、公平かつ中立な運営の確保については、基本方針に明記しているところです。</p>	D
<p>条例化の目的や必要性は何か。また、市民意見をいつ頃どのように取り入れ決めるのか。</p>	<p>厚生労働省令に規定されている地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための職員の基準及び員数等に関する基準について、国の地域主権改革の流れを受け、市町村条例に委任されたことや、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センター</p>	D

	<p>を地域の実情に応じて運営するために、国基準に従いつつ、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画から実施している地域包括支援センターが担当する「地域ケア圏域」の高齢者人口が5,500人を超えた場合に保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を1名増員するとの本市独自の基準を明確に位置付けた上で、条例案の制定に向け進めます。なお、条例案の制定にあたりましては、今回いただいた御意見を踏まえ、進めます。</p>	
<p>地域包括支援センターを中学校区に1か所設置できないか。</p>	<p>第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画までは、地域包括支援センターが担当する「地域ケア圏域」の高齢者人口の増加に対して、地域包括支援センターの増設で対応してきたところですが、第4期計画までにおおむね中学校区程度に1か所設置したことや、増設による地域包括支援センターの圏域変更に関して、地域の方々から様々な御意見がありましたことから、第5期計画から増設は行わず、「地域ケア圏域」の高齢者人口が5,500人を超えた場合に専門職を1名増員することで高齢者人口の増加に対応しているところです。</p>	<p>D</p>

【意見に対する市の考え方の区分】

A：御意見の趣旨を踏まえ、新たに条例案に反映したもの

B：条例案の趣旨に沿った御意見であり、既に条例案等に反映されているもの

C：今後、条例案に基づく取組を具体化していく中で参考とさせていただくもの

D：条例案に対する質問・要望の御意見で、条例案の内容を説明・確認するもの

E：その他の制度等への御意見・御要望

項目	区分	A	B	C	D	E	合計
(1) 条例全体に関する事		0	0	0	2	0	2
(2) 基本方針に関する事		0	0	0	1	0	1
(3) 職員の員数に関する事		0	0	0	0	0	0
(5) その他		0	0	0	1	0	1
合計		0	0	0	4	0	4

5 主な市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

上記の意見内容から、第3次一括法に基づき改正された厚生労働省令に規定されている基準に従い、本市の考え方を踏まえ、当初案のとおり、条例案の制定に向け進めます。

6 問い合わせ先

健康福祉局地域包括ケア推進室

電話：044-200-2681

FAX：044-200-3926

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市旅館業法施行条例 平成15年3月18日条例第4号</p>	<p>○川崎市旅館業法施行条例 平成15年3月18日条例第4号</p>
<p>第1条 省略 (清純な施設環境が著しく害されるおそれがある施設)</p>	<p>第1条 省略 (清純な施設環境が著しく害されるおそれがある施設)</p>
<p>第2条 法第3条第3項第3号の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 法第3条第3項第3号の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p>	<p>(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p>
<p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p>	<p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p>
<p>(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館</p>	<p>(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館</p>
<p>(4) <u>少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院</u></p>	<p>(4) <u>少年院法(昭和23年法律第169号)第1条に規定する少年院</u></p>
<p>(5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校</p>	<p>(5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校</p>
<p>(6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園</p>	<p>(6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園</p>
<p>(7) 国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、市長が指定したもの</p>	<p>(7) 国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、市長が指定したもの</p>
<p>2 市長は、前項第7号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置その他必要な事項を告示するものとする。</p>	<p>2 市長は、前項第7号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置その他必要な事項を告示するものとする。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p><u>附 則(平成27年 月 日法律第 号)</u> (施行期日)</p>	
<p>1 この条例は、少年院法(平成26年法律第58号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p>	

「川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

現行制度の概要

食品衛生法第50条第2項の規定により、都道府県等は食品等事業者が公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で必要な基準を定めることができるとされており、厚生労働省は、当該条例を定めるに当たっての技術的助言として、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」を示しています。本市では、このガイドラインに基づき、「川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例」を制定し、食品衛生監視員が、食品等の取扱いや施設・従事者の衛生管理について監視指導を行うとともに、営業者の自主管理を推進し、市民の食の安全の確保を図っています。

厚労省のガイドライン改正の概要

1. HACCP(危害分析・重要管理点方式)型基準の導入 (平成26年5月12日)

【改正の背景】

食品の製造又は加工における衛生管理の手法については、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point (危害分析・重要管理点方式)) が国際標準として広く普及が進んでおり、HACCPの導入により食品の安全性の向上が期待されること。また、食品の輸出に当たり他国からHACCPによる衛生管理を求められる場合がある。

【改正の概要】

管理運営基準について、従来の基準に加え、HACCP型基準を追加し、食品等事業者はいずれかの基準により衛生管理を実施することとする。

食品等事業者は、

H A C C P 型 基 準

又は

従 来 型 基 準

いずれかにより衛生管理を実施

ガイドラインを改正

2. ノロウイルス食中毒対策 (平成25年10月22日)

【改正の背景】

ノロウイルスによる食中毒が多数発生し、1事案で患者数が2千人を超える食中毒が発生するなど、食中毒予防の観点から重要な問題となっていることから、ノロウイルスによる食中毒を防止対策が求められている。

【改正の概要】

嘔吐物に汚染された可能性のある食品の廃棄や嘔吐物の適切な処理等、ノロウイルスによる食中毒を防止するための基準を追加した。

3. 行政への迅速な報告 (平成26年10月14日)

【改正の背景】

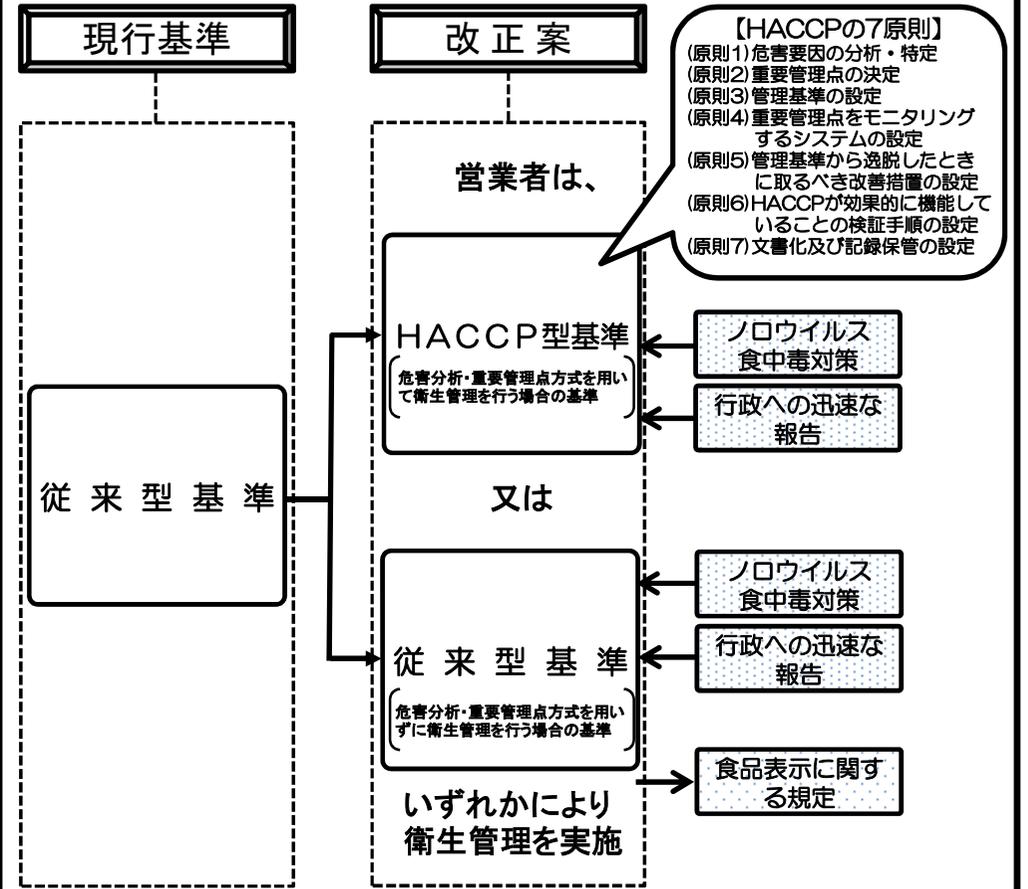
冷凍食品への農薬混入事件を受けて、保健所等が食品衛生上の苦情内容を早期に探知し、食品等事業者と共に被害の拡大を防止する対策を速やかに講じる必要がある。

【改正の概要】

食品等事業者が、消費者等から健康被害のおそれのある情報を探知した場合に、行政へ迅速に報告する基準を追加した。

本市の条例改正案

厚生労働省のガイドラインの改正を受けて本市では、従来の基準に加え、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準を追加し、営業者はいずれかの基準により衛生管理を実施することとします。危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準では、「危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成」「製品説明書及び製造工程一覧図の作成」等を規定し、HACCPの7原則と手順について明記します。また、平成25年6月28日に公布された食品表示法において食品表示の基準が定められ、食品衛生法及びガイドラインから食品表示の基準が削られることに伴い、本市条例についても食品表示に係る規定を削除することとします。



川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後（第 1 条）	改正前
○川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例	○川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例
平成12年 3 月 24 日 条例第17号	平成12年 3 月 24 日 条例第17号
<第 1 条～第 1 1 条省略>	<第 1 条～第 1 1 条省略>
<廃止>	<u>(表示)</u>
(情報の提供及び報告)	第12条 営業者は、 <u>弁当等の消費期限については、時間を併せて表示するよう努めなければならない。</u>
第12条 営業者は、消費者に対し、自ら製造し、加工し、又は販売した食品等についての安全性に関する情報の提供に努めなければならない。	(情報の提供及び報告)
2 営業者は、自ら製造し、輸入し、又は加工した食品等に係る健康被害（当該健康被害が当該食品等に起因し、又は起因する疑いがあると医師により診断されたものに限る。）に関する情報並びに法及び法に基づく命令に違反する当該食品等に関する情報について、速やかに市長に報告しなければならない。	第13条 営業者は、消費者に対し、自ら製造し、加工し、又は販売した食品等についての安全性に関する情報の提供に努めなければならない。
(管理運営要領)	2 営業者は、自ら製造し、輸入し、又は加工した食品等に係る健康被害（当該健康被害が当該食品等に起因し、又は起因する疑いがあると医師により診断されたものに限る。）に関する情報並びに法及び法に基づく命令に違反する当該食品等に関する情報について、速やかに市長に報告しなければならない。
第13条 営業者は、営業の施設、設置場所、食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者に周知徹底しなければならない。	(管理運営要領)
2 営業者は、定期的に製品検査、ふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、前項の管理運営要領の効果を検証し、必要に応じその内容を見直さなければならない。	第14条 営業者は、営業の施設、設置場所、食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者に周知徹底しなければならない。
(食品衛生責任者)	2 営業者は、定期的に製品検査、ふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、前項の管理運営要領の効果を検証し、必要に応じその内容を見直さなければならない。
第14条 営業者（法第48条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この条において同じ。）は、営業の施設若しくは部門ごと又は設置場所ごとに、従事者のうちから食品衛生に関する責任者	(食品衛生責任者)
第15条 営業者（法第48条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この条において同じ。）は、営業の施設若しくは部門ごと又は設置場所ごとに、従事者のうちから食品衛生に関する責任者	第15条 営業者（法第48条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この条において同じ。）は、営業の施設若しくは部門ごと又は設置場所ごとに、従事者のうちから食品衛生に関する責任者

改正後（第1条）	改正前
<p>(以下「食品衛生責任者」という。)を定めておかなければならない。ただし、営業者自らが食品衛生責任者となって管理する営業の施設若しくは部門又は設置場所については、この限りでない。</p> <p>2 食品衛生責任者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 食品衛生管理者となることができる者</p> <p>(2) 栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者及び船舶料理士</p> <p>(3) 市長の指定した養成講習会の課程を修了した者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、同等以上の知識を有する者として規則で定めるもの</p> <p>3 食品衛生責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 営業の施設、設置場所、食品等取扱設備等、自動販売機、給水、廃棄物及び排水並びに食品等の取扱いに係る衛生管理を行うこと。</p> <p>(2) 従事者の衛生管理を行うこと。</p> <p>(3) 営業者（自らが食品衛生責任者となっている営業者を除く。次項において同じ。）に対し食品衛生の向上及び施設の改善に関して必要な助言を行うこと。</p> <p>4 営業者は、前項第3号の規定による食品衛生責任者の助言を尊重しなければならない。</p> <p>5 営業者は、規則で定めるところにより、食品衛生責任者に市長の指定した実務講習会を受講させ、食品等の適切な管理に必要な衛生知識の向上が図られるように努めなければならない。</p> <p>6 営業者は、食品衛生責任者を定め、又は自らが食品衛生責任者となったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。食品衛生責任者を変更したときも同様とする。</p> <p>7 営業者は、食品衛生責任者の氏名を営業の施設内の見やすい場所（自動販売機を利用して行う営業にあつては、氏名及び連絡先を自動販売機の見やすい位置）に掲示しておかなければならない。</p> <p>(衛生教育)</p>	<p>(以下「食品衛生責任者」という。)を定めておかなければならない。ただし、営業者自らが食品衛生責任者となって管理する営業の施設若しくは部門又は設置場所については、この限りでない。</p> <p>2 食品衛生責任者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 食品衛生管理者となることができる者</p> <p>(2) 栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者及び船舶料理士</p> <p>(3) 市長の指定した養成講習会の課程を修了した者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、同等以上の知識を有する者として規則で定めるもの</p> <p>3 食品衛生責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 営業の施設、設置場所、食品等取扱設備等、自動販売機、給水、廃棄物及び排水並びに食品等の取扱いに係る衛生管理を行うこと。</p> <p>(2) 従事者の衛生管理を行うこと。</p> <p>(3) 営業者（自らが食品衛生責任者となっている営業者を除く。次項において同じ。）に対し食品衛生の向上及び施設の改善に関して必要な助言を行うこと。</p> <p>4 営業者は、前項第3号の規定による食品衛生責任者の助言を尊重しなければならない。</p> <p>5 営業者は、規則で定めるところにより、食品衛生責任者に市長の指定した実務講習会を受講させ、食品等の適切な管理に必要な衛生知識の向上が図られるように努めなければならない。</p> <p>6 営業者は、食品衛生責任者を定め、又は自らが食品衛生責任者となったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。食品衛生責任者を変更したときも同様とする。</p> <p>7 営業者は、食品衛生責任者の氏名を営業の施設内の見やすい場所（自動販売機を利用して行う営業にあつては、氏名及び連絡先を自動販売機の見やすい位置）に掲示しておかなければならない。</p> <p>(衛生教育)</p>

改正後（第1条）	改正前
<p><u>第15条</u> 営業者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるように、従事者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法その他食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 営業者又は食品衛生責任者は、洗浄剤等の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての衛生教育を実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 営業者又は食品衛生責任者は、前2項の衛生教育の効果について定期的に評価し、必要に応じそれらの内容等を修正するよう努めなければならない。</p> <p>（委任）</p>	<p><u>第16条</u> 営業者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるように、従事者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法その他食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 営業者又は食品衛生責任者は、洗浄剤等の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての衛生教育を実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 営業者又は食品衛生責任者は、前2項の衛生教育の効果について定期的に評価し、必要に応じそれらの内容等を修正するよう努めなければならない。</p> <p>（委任）</p>
<p><u>第16条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年12月25日条例第48号） この条例の施行期日は、市長が定める。（平成16年2月26日規則第5号で平成16年2月27日から施行）</p> <p>附 則（平成17年3月24日条例第13号） この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年10月15日条例第39号） この条例は、平成21年1月1日から施行する。</p>	<p><u>第17条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年12月25日条例第48号） この条例の施行期日は、市長が定める。（平成16年2月26日規則第5号で平成16年2月27日から施行）</p> <p>附 則（平成17年3月24日条例第13号） この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年10月15日条例第39号） この条例は、平成21年1月1日から施行する。</p>

川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後（第2条）	改正前
<p>○川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月24日条例第17号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成15年12月25日条例第48号 平成17年3月24日条例第13号 平成20年10月15日条例第39号</p> <p>川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例</p>	<p>○川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月24日条例第17号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成15年12月25日条例第48号 平成17年3月24日条例第13号 平成20年10月15日条例第39号</p> <p>川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例</p>
<p>目次</p>	
<p>第1章 総則（第1条～第3条）</p>	
<p>第2章 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準（第4条～第22条）</p>	
<p>第3章 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準（第23条～第27条）</p>	
<p>第4章 雑則（第28条）</p>	
<p>附則</p>	
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p>	
<p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第50条第2項の規定に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第50条第2項の規定に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">（用語）</p>	
<p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）で使用する用語の例による。</p>	<p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）で使用する用語の例による。</p>

改正後（第2条）	改正前
<p><u>（営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準）</u></p> <p>第3条 法第50条第2項の規定に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準は、次章に規定する危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある製造工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行う場合の基準又は第3章に規定する危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準のいずれかによるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自動販売機を利用して行う営業の衛生管理の基準については、第3章に規定する危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準によるものとする。</p> <p>3 市長が公衆衛生上支障がないと認めたときは、前2項の基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。</p> <p><u>第2章 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準</u> <u>（一般的基準）</u></p> <p>第4条 一般的な衛生管理は、次に定める基準に従って行わなければならない。</p> <p><u>い。</u></p> <p>(1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。</p> <p>(2) 施設、設備及び機械器具の構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）の特性を考慮し、施設、設備及び機械器具の適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ手順書を作成すること。</p> <p>(3) 施設、設備、人的能力等に応じた食品等の取扱いを行い、受注の状況を適切に管理すること。</p> <p><u>（営業の施設の管理の基準）</u></p> <p>第5条 営業の施設の管理は、次に定める基準に従って行わなければならない。</p> <p><u>い。</u></p>	

改正後（第2条）	改正前
<p>(1) 営業の施設及びその周囲は、定期的に清掃し、衛生上支障のないように保持すること。</p> <p>(2) 調理場、製造場、加工場、処理場、保管場所及び販売所（以下「食品等取扱室」という。）には、 unnecessary 物品を置かないこと。</p> <p>(3) 食品等取扱室の床、内壁及び天井は、常に清潔に保つこと。</p> <p>(4) 食品等取扱室の照明装置は、定期的に点検し、必要な照度を確保すること。</p> <p>(5) 食品等取扱室は、換気を十分に行うとともに、必要に応じ適切な温度及び湿度の管理を行うこと。</p> <p>(6) 食品等取扱室の窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合は、じん埃（あい）、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。</p> <p>(7) 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防止し、清掃及び補修を行うこと。</p> <p>(8) 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(9) 食品等取扱室には、食品等の取扱従事者（以下「従事者」という。）以外の者をみだりに立ち入らせないこと。</p> <p>(10) 食品等取扱室には、犬、猫等の動物を入れないこと。</p> <p><u>（食品等取扱設備等の管理の基準）</u></p>	
<p>第6条 食品等取扱設備等の管理は、次に定める基準に従って行わなければならない。</p>	
<p>(1) 機械器具（施設、設備等の清掃用の機械器具を含む。）は、その使用目的に応じて使用すること。</p> <p>(2) 機械器具、機械器具の部品等は、金属片、化学物質その他の異物の食品への混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。また、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。</p> <p>(3) 機械器具、機械器具の部品等の洗浄に洗浄剤を使用する場合は、適正</p>	

改正後（第2条）	改正前
<p><u>な洗剤を適正な濃度で使用すること。また、洗浄後は使用した洗剤が残存することのないように水洗いすること。</u></p>	
<p>(4) <u>温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、常に正常に使用できるよう定期的に点検し、整備しておくこと。また、その結果を記録するよう努めること。</u></p>	
<p>(5) <u>布巾、包丁、まな板等は、作業が終了したときは、十分に洗浄した後、熱湯、蒸気、殺菌剤等で消毒し、乾燥させること。</u></p>	
<p>(6) <u>包丁、まな板等の食品に直接触れる物は、汚染の都度十分に洗浄し、消毒すること。</u></p>	
<p>(7) <u>洗剤、機械油その他の化学物質は、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ容器に内容物の名称を表示する等食品への混入を防止すること。</u></p>	
<p>(8) <u>施設、設備等の清掃用の機械器具は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。</u></p>	
<p>(9) <u>手洗設備は、水を十分に供給し、手洗いに適切な石けん、殺菌剤等の必要な物を備え、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持するとともに、常に使用できる状態にしておくこと。</u></p>	
<p>(10) <u>洗浄設備は、常に清潔に保つこと。</u></p>	
<p>(11) <u>食品の放射線照射業にあつては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を2年間保存すること。</u></p>	
<p><u>(ねずみ、昆虫等への対策の基準)</u></p>	
<p>第7条 <u>ねずみ、昆虫等への対策は、次に定める基準に従って行わなければならない。</u></p>	
<p>(1) <u>施設及びその周囲の維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態を保ち、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア及び吸排気口の網戸、排水溝の蓋等を設置することにより、ねずみ、昆虫等の施設内への侵入を防止すること。</u></p>	
<p>(2) <u>施設内のねずみ、昆虫等の生息状況を年2回以上定期的に調査し、そ</u></p>	

改正後（第2条）	改正前
<p><u>これらの生息を認めるときは、食品等に影響を及ぼさないよう適切かつ効果的に駆除作業を実施するとともに、生息状況の調査結果及び駆除作業の実施記録を1年間保存すること。また、ねずみ、昆虫等を発見したときは、食品等に影響を及ぼさないよう直ちに当該ねずみ、昆虫等の駆除を実施すること。</u></p>	
<p>(3) <u>殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品等を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。</u></p>	
<p>(4) <u>ねずみ、昆虫等による汚染防止のため、原材料、製品、包装資材等は、蓋付きの容器に入れる等汚染防止対策を講じた上で保管すること。</u> <u>（給水の管理の基準）</u></p>	
<p><u>第8条 給水の管理は、次に定める基準に従って行わなければならない。</u></p>	
<p>(1) <u>食品等取扱室で使用する水は、飲用に適する水であること。ただし、食品等を汚染するおそれがない場合は、この限りでない。</u></p>	
<p>(2) <u>水道水（次に掲げる水をいう。以下同じ。）以外の水を使用する場合は、滅菌装置又は浄水装置が正常に作動していることを定期的に確認し、その結果を記録すること。</u></p>	
<p><u>ア 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道又は同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水</u></p>	
<p><u>イ 川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年川崎市条例第8号）第2条第3号に規定する小規模受水槽水道により供給される水</u></p>	
<p>(3) <u>水道水以外の水を使用する場合は、年1回以上水質検査を行い、その記録を1年以上（取り扱う食品又は添加物の賞味期限を考慮した流通期間が1年以上の場合は、当該期間。以下この号及び第24条第4号イにおいて同じ。）保存すること。ただし、災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行い、その記録を1年以上保存すること。</u></p>	

改正後（第2条）	改正前
<p>(4) <u>食品等取扱室で使用する水が、水質検査の結果、飲用に適さなくなつたときは、直ちに使用を停止するとともに、市長に報告し、適切な措置を講ずること。</u></p>	
<p>(5) <u>貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、常に飲用に適する水が供給されるように管理すること。</u></p>	
<p>(6) <u>氷は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用に適する水から造ること。また、氷は、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。</u></p>	
<p>(7) <u>使用した水を再利用する場合は、食品等の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、処理工程は、適切に管理すること。</u> <u>(廃棄物及び排水の管理の基準)</u></p>	
<p>第9条 <u>廃棄物及び排水の管理は、次に定める基準に従って行わなければならない。</u></p>	
<p>(1) <u>廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。</u></p>	
<p>(2) <u>廃棄物容器は、他の容器と明確に区別し、汚液及び汚臭の漏れのないようにするとともに、十分に洗浄し、常に清潔にしておくこと。</u></p>	
<p>(3) <u>廃棄物は、食品等取扱室に保管しないこと。ただし、食品等に影響を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</u></p>	
<p>(4) <u>廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。</u> <u>(衛生管理を実施する班の編成)</u></p>	
<p>第10条 <u>営業者は、食品衛生管理者、第21条第1項の食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成しなければならない。</u> <u>(製品説明書及び製造工程一覧図の作成の基準)</u></p>	
<p>第11条 <u>製品説明書及び製造工程一覧図の作成は、次に定める基準に従って行わなければならない。</u></p>	
<p>(1) <u>製品説明書には、原材料等の組成、物理的及び化学的性質、殺菌及び静菌処理、包装、保存性、保管条件、流通方法等の安全性に関する必要</u></p>	

改正後（第2条）	改正前
<p><u>な事項、想定する使用方法、対象とする消費者等を記載すること。</u></p> <p><u>(2) 製造工程一覧図には、製品の全ての製造工程を記載すること。</u></p> <p><u>(3) 製造工程一覧図について、実際の製造工程並びに施設及び設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。</u></p> <p><u>(食品等の取扱いの基準)</u></p> <p>第12条 食品等の取扱いは、次に掲げる方法により製造工程における全ての潜在的な食品衛生上の危害の原因となる物質を列挙し、危害分析（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある製造工程の特定及び評価を行うことをいう。）を実施して特定された危害の原因となる物質を管理することにより行わなければならない。</p> <p><u>(1) 製造工程ごとに発生するおそれのある食品衛生上の危害の原因となる全ての物質の一覧表（以下「危害要因一覧表」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び前条第1号に規定する製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。</u></p> <p><u>(2) 前号の規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、危害が発生するおそれのある製造工程ごとに、当該危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因一覧表に記載すること。</u></p> <p><u>(3) 危害要因一覧表において特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、管理措置の実施状況を連続的に、又は相当の頻度で確認すること（以下「モニタリング」という。）が必要であるもの（以下「重要管理点」という。）を定め、又は重要管理点を定める必要が認められない場合はその理由を記載した文書を作成すること。この場合において、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点は、複数存在する可能性があることに配慮するととも</u></p>	

改正後（第2条）	改正前
<p><u>に、定めようとする重要管理点における管理措置が、危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の製造工程において適切な管理措置を設定できるよう製品又は製造工程を見直すこと。</u></p>	
<p>(4) <u>重要管理点ごとに、食品衛生上の危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。</u></p>	
<p>(5) <u>管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷の防止をするためのモニタリングの方法を設定し、十分な頻度で実施すること。</u></p>	
<p>(6) <u>モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（管理基準の不遵守により影響を受けた製品を適切に処理するための措置を含む。以下「改善措置」という。）を、重要管理点ごとに設定し、適切に実施すること。</u></p>	
<p>(7) <u>危害分析・重要管理点方式について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。</u> <u>（食品等に関する記録の作成及び保存の基準）</u></p>	
<p>第13条 <u>食品等に関する記録の作成及び保存は、次に定める基準に従って行わなければならない。</u></p>	
<p>(1) <u>前条第1号の規定による食品衛生上の危害の原因となる物質の特定、同条第2号の規定による管理措置の決定、同条第3号の規定による重要管理点の決定及び同条第4号の規定による管理基準の設定に関する記録を作成し、及び保存すること。</u></p>	
<p>(2) <u>前条第5号の規定によるモニタリングの方法の設定及び実施、同条第6号の規定による改善措置の設定及び実施並びに同条第7号の検証に関する記録を作成し、及び保存すること。また、モニタリングに関する記録には、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。</u></p>	
<p>(3) <u>食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品</u></p>	

改正後（第2条）	改正前
<p><u>等に係る仕入元、製造、加工等の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、その記録を保存するよう努めること。</u></p> <p>(4) <u>前3号の規定により記録を保存するに当たっては、当該記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通の実態、消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。</u> <u>(従事者に係る衛生管理の基準)</u></p> <p>第14条 <u>従事者に係る衛生管理は、次に定める基準に従って行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>従事者に定期的に健康診査を受けさせ、健康状態が食品衛生上従事者として適当であるかどうかを把握するよう努めること。</u></p> <p>(2) <u>保健所長から検便を受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検便を受けさせること。</u></p> <p>(3) <u>従事者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、当該疾病の病原体を保有していることが判明したとき、又は当該疾病にかかっていることが疑われる症状を有するときは、その旨を第21条第1項の食品衛生責任者に報告させ、医師の診断を受けさせるとともに、そのおそれなくなるまでの期間、食品等に直接接触する作業を避けさせ、食中毒の発生防止に努めること。</u></p> <p>(4) <u>食品等の取扱作業中は、従事者に清潔な外衣及び髪覆いを着用させ、食品等取扱室（保管場所及び販売所を除く。）では専用の履物を用いさせ、指輪等の装飾品、腕時計、安全ピン等を食品等取扱室に持ち込ませないこと。また、食品等の取扱上必要があるときは、マスクを着用させること。</u></p> <p>(5) <u>従事者に、常に爪を短く切らせ、マニキュア等を付けさせないこととし、作業前、用便直後及び生鮮の原材料、汚染された原材料等を取り扱った後は、必ず十分に手指の洗浄及び消毒を行わせ、使い捨て手袋を使用する場合には交換を行わせること。また、生鮮の原材料、汚染された原材料等を取り扱った後は、非加熱で摂取する食品を取り扱うことは避</u></p>	

改正後（第2条）	改正前
<p><u>けるよう努めさせること。</u></p> <p>(6) <u>従事者に、食品等の取扱作業中、次に掲げる行為を行わせないこと。</u></p>	
<p><u>また、所定の場所以外では着替えを行わせないこと。</u></p> <p><u>ア 手又は器具で髪、鼻、口又は耳に触れること。</u></p> <p><u>イ たん又はつばを吐くこと。</u></p> <p><u>ウ 喫煙</u></p> <p><u>エ 飲食</u></p> <p><u>オ 防護されていない食品等の上でくしゃみ又はせきをすること。</u></p> <p><u>カ その他食品を汚染するおそれのある行為</u></p>	
<p>(7) <u>食肉処理業における食肉及び食用に供する内臓（以下「食肉等」という。）の処理に従事する者に、食肉等が直接接触する部分を汚染の都度洗淨し、消毒することが困難な素材の手袋を原則として使用させないこと。</u></p>	
<p><u>（検食の保存）</u></p>	
<p>第15条 <u>弁当屋、仕出し屋及び飲食店営業の給食施設にあつては、検食を10度以下で72時間以上保存しなければならない。この場合において、製品が配送されるものであるときは、当該製品の配送先、配送時刻及び配送量を記録し、その記録を保存するよう努めなければならない。</u></p>	
<p><u>（回収及び廃棄等の措置に係る基準）</u></p>	
<p>第16条 <u>法及び法に基づく命令に違反する食品等（以下「違反食品等」という。）の回収及び廃棄等の措置は、次に定める基準に従って行わなければならない。</u></p>	
<p>(1) <u>違反食品等を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制を明確にし、具体的な回収の方法等の手順を定めるよう努めること。</u></p>	
<p>(2) <u>食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、違反食品等を回収したときは、当該違反食品等とそれ以外の食品等を明確に区別して保管し、市長の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。</u></p>	
<p>(3) <u>回収及び廃棄等の措置を行う場合は、必要に応じ、消費者の注意の喚</u></p>	

改正後（第2条）	改正前
<p><u>起等のため、当該回収及び廃棄等の措置に関する情報の公表について考慮すること。</u></p> <p><u>（運搬に係る衛生管理の基準）</u></p> <p>第17条 運搬に係る衛生管理は、次に定める基準に従って行わなければならない。</p> <p>（1）<u>食品等の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品等を汚染するおそれのないものであること。また、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。</u></p> <p>（2）<u>食品等と食品等以外の貨物を混載する場合は、食品等以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ食品等を適切な容器に入れる等食品等以外の貨物と区分けすること。</u></p> <p>（3）<u>運搬中の食品等がじん埃等に汚染されないよう管理すること。</u></p> <p>（4）<u>品目が異なる食品等や食品等以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、当該車両、コンテナ等を効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。</u></p> <p>（5）<u>包装されていない食品又は添加物を直接車両、コンテナ等に積載し、輸送する場合は、必要に応じ食品又は添加物専用の車両、コンテナ等を使用することとし、当該車両、コンテナ等に食品又は添加物専用であることを明示すること。</u></p> <p>（6）<u>運搬中における車両、コンテナ等の内部の温度、湿度等の管理に注意すること。</u></p> <p>（7）<u>配送時間が長時間に及ばないように配送経路等を考慮し、時間の管理に注意すること。</u></p> <p>（8）<u>弁当（容器包装詰加圧加熱殺菌したもの、これ以外の缶詰し、又は瓶詰したもの及び冷凍したものを除く。以下同じ。）等にあつては、摂食予定時間を考慮し、適切な出荷時間に注意すること。</u></p> <p><u>（食品の販売）</u></p>	

改正後（第2条）	改正前
<p>第18条 営業者は、食品の販売量を見込んだ仕入れを行い、食品を販売する<u>場合においては、食品を直射日光にさらし、又は長時間不適切な温度の状態に置くことを避ける等衛生管理に注意しなければならない。</u></p>	
<p><u>（情報の提供及び報告）</u></p>	
<p>第19条 営業者は、消費者に対し、自ら製造し、加工し、又は販売した食品等についての安全性に関する情報の提供に努めなければならない。</p>	
<p>2 営業者は、自ら製造し、輸入し、又は加工した食品等に係る健康被害（当該健康被害が当該食品等に起因し、又は起因する疑いがあると医師により診断されたものに限る。）に関する情報並びに法及び法に基づく命令に違反する当該食品等に関する情報について、速やかに市長に報告しなければならない。</p>	
<p>3 営業者は、消費者等から、自ら製造し、輸入し、又は加工した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害が発生するおそれが否定できないものを受けた場合は、市長に速やかに報告しなければならない。</p>	
<p><u>（管理運営要領）</u></p>	
<p>第20条 営業者は、営業の施設、食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者に周知徹底しなければならない。</p>	
<p>2 営業者は、定期的に拭取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、前項の管理運営要領の効果を検証し、必要に応じその内容を見直さなければならない。</p>	
<p><u>（食品衛生責任者）</u></p>	
<p>第21条 営業者（法第48条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この条において同じ。）は、営業の施設又は部門ごとに、従事者のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定めておかなければならない。ただし、営業者自らが食品衛生責任者となって管理する営業の施設又は部門については、この限りでない。</p>	

改正後（第2条）	改正前
2 食品衛生責任者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。	
(1) 食品衛生管理者となることができる者	
(2) 栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者及び船舶料理士	
(3) 市長の指定した養成講習会の課程を修了した者	
(4) 前3号に掲げる者のほか、同等以上の知識を有する者として規則で定めるもの	
3 食品衛生責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。	
(1) 営業の施設、食品等取扱設備等、給水、廃棄物及び排水並びに食品等の取扱いに係る衛生管理を行うこと。	
(2) 従事者の衛生管理を行うこと。	
(3) 営業者（自らが食品衛生責任者となっている営業者を除く。次項において同じ。）に対し食品衛生の向上及び施設の改善に関して必要な助言を行うこと。	
4 営業者は、前項第3号の規定による食品衛生責任者の助言を尊重しなければならない。	
5 営業者は、規則で定めるところにより、食品衛生責任者に市長の指定した実務講習会を受講させ、食品等の適切な管理に必要な衛生知識の向上が図られるように努めなければならない。	
6 営業者は、食品衛生責任者を定め、又は自らが食品衛生責任者となったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。食品衛生責任者を変更したときも同様とする。	
7 営業者は、食品衛生責任者の氏名を営業の施設内の見やすい場所に掲示しておかななければならない。	
（衛生教育）	
第22条 営業者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるように、従事者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適切な手洗いの方法、健康管理その他食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施するよう努めなければならない。	

改正後（第2条）	改正前
<p>2 営業者又は食品衛生責任者は、洗浄剤等の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての衛生教育を実施するよう努めなければならない。</p>	
<p>3 営業者又は食品衛生責任者は、前2項の衛生教育の効果について定期的に評価し、必要に応じそれらの内容等を修正するよう努めなければならない。</p>	
<p>第3章 危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合の基準 （自動販売機を利用して行う営業以外の営業の衛生管理の基準）</p>	<p>（自動販売機を利用して行う営業以外の営業の衛生管理の基準）</p>
<p>第23条 自動販売機を利用して行う営業以外の営業の衛生管理のうち、食品等の取扱いについては、次に定める基準に従って行わなければならない。</p>	<p>第3条 自動販売機を利用して行う営業以外の営業の衛生管理は、次に定める基準に従って行わなければならない。</p>
	<p>(1) 一般的基準</p> <p>ア 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。</p> <p>イ 施設、設備及び機械器具の構造及び材質並びに取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）の特性を考慮し、施設、設備及び機械器具の適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ手順書を作成すること。</p> <p>ウ 施設、設備、人的能力等に応じた食品等の取扱いを行い、受注の状況を適切に管理すること。</p> <p>(2) 営業の施設の管理の基準</p> <p>ア 営業の施設及びその周囲は、定期的に清掃し、衛生上支障のないように保持すること。</p> <p>イ 調理場、製造場、加工場、処理場、保管場所及び販売所（以下「食品等取扱室」という。）には、不必要な物品を置かないこと。</p> <p>ウ 食品等取扱室の床、内壁及び天井は、常に清潔に保つこと。</p> <p>エ 食品等取扱室の照明装置は、定期的に点検し、必要な照度を確保すること。</p> <p>オ 食品等取扱室は、換気を十分に行うとともに、必要に応じ適切な温度及び湿度の管理を行うこと。</p>

改正後（第2条）	改正前
	<p>カ <u>食品等取扱室の窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合は、じん埃（あい）、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>キ <u>排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防止し、清掃及び補修を行うこと。</u></p> <p>ク <u>便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</u></p> <p>ケ <u>食品等取扱室には、食品等の取扱従事者（以下「従事者」という。）以外の者をみだりに立ち入らせないこと。</u></p> <p>コ <u>食品等取扱室には、犬、猫等の動物を入れないこと。</u></p> <p>(3) <u>食品等取扱設備等の管理の基準</u></p> <p>ア <u>機械器具（施設、設備等の清掃用の機械器具を含む。）は、その使用目的に応じて使用すること。</u></p> <p>イ <u>機械器具、機械器具の部品等は、金属片、化学物質その他の異物の食品への混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。また、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。</u></p> <p>ウ <u>機械器具、機械器具の部品等の洗浄に洗浄剤を使用する場合は、適正な洗浄剤を適正な濃度で使用すること。また、洗浄後は使用した洗浄剤が残存することのないように水洗いすること。</u></p> <p>エ <u>温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、常に正常に使用できるよう定期的に点検し、整備しておくこと。また、その結果を記録するよう努めること。</u></p> <p>オ <u>ふきん、包丁、まな板等は、作業が終了したときは、十分に洗浄した後、熱湯、蒸気、殺菌剤等で消毒し、乾燥させること。</u></p> <p>カ <u>包丁、まな板等の食品に直接触れる物は、汚染の都度十分に洗浄し、消毒すること。</u></p> <p>キ <u>洗浄剤、機械油その他の化学物質は、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ容器に内容物の名称を表示する等食品</u></p>

改正後（第2条）	改正前
	<p>への混入を防止すること。</p> <p>ク 施設、設備等の清掃用の機械器具は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。</p> <p>ケ 手洗設備は、水を十分に供給し、手洗いに適切な石けん、殺菌剤等の必要な物を備え、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持するとともに、常に使用できる状態にしておくこと。</p> <p>コ 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。</p> <p>サ 食品の放射線照射業にあつては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を2年間保存すること。</p> <p>(4) <u>ねずみ、昆虫等への対策の基準</u></p> <p>ア 施設及びその周囲の維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態を保ち、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア及び吸排気口の網戸、排水溝のふた等を設置することにより、ねずみ、昆虫等の施設内への侵入を防止すること。</p> <p>イ 施設内のねずみ、昆虫等の生息状況を年2回以上定期的に調査し、それらの生息を認めたときは、食品等に影響を及ぼさないよう適切かつ効果的に駆除作業を実施するとともに、生息状況の調査結果及び駆除作業の実施記録を1年間保存すること。また、ねずみ、昆虫等を発見したときは、食品等に影響を及ぼさないよう直ちに当該ねずみ、昆虫等の駆除を実施すること。</p> <p>ウ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品等を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。</p> <p>エ ねずみ、昆虫等による汚染防止のため、原材料、製品、包装資材等は、ふた付きの容器に入れる等汚染防止対策を講じた上で保管すること。</p> <p>(5) <u>給水の管理の基準</u></p> <p>ア 食品等取扱室で使用する水は、飲用に適する水であること。</p> <p>イ 水道水（次に掲げる水をいう。以下同じ。）以外の水を使用する場</p>

改正後（第2条）	改正前
	<p><u>合は、滅菌装置又は浄水装置が正常に作動していることを定期的に確認し、その結果を記録すること。</u></p> <p><u>(ア) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道又は同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水</u></p> <p><u>(イ) 川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年川崎市条例第8号）第2条第3号に規定する小規模受水槽水道により供給される水</u></p> <p><u>ウ 水道水以外の水を使用する場合は、年1回以上水質検査を行い、その記録を1年以上（取り扱う食品又は添加物の賞味期限を考慮した流通期間が1年以上の場合は、当該期間。以下この号及び次条第4号において同じ。）保存すること。ただし、災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行い、その記録を1年以上保存すること。</u></p> <p><u>エ 食品等取扱室で使用する水が、水質検査の結果、飲用に適さなくなったときは、直ちに使用を停止するとともに、市長に報告し、適切な措置を講ずること。</u></p> <p><u>オ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、常に飲用に適する水が供給されるように管理すること。</u></p> <p><u>カ 氷は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用に適する水から造ること。また、氷は、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。</u></p> <p><u>キ 使用した水を再利用する場合は、食品等の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、処理工程は、適切に管理すること。</u></p> <p><u>(6) 廃棄物及び排水の管理の基準</u></p> <p><u>ア 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。</u></p> <p><u>イ 廃棄物容器は、他の容器と明確に区別し、汚液及び汚臭の漏れのないようにするとともに、十分に洗浄し、常に清潔にしておくこと。</u></p> <p><u>ウ 廃棄物は、食品等取扱室に保管しないこと。ただし、食品等に影響</u></p>

改正後（第2条）	改正前
<p>(1) 原材料及び製品の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、品質、鮮度、表示等について点検し、その結果を記録するよう努めること。</p> <p>(2) 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。また、当該食品を保存する場合は、当該食品に適した状態及び方法で行うこと。</p> <p>(3) 冷凍庫、冷蔵庫又は温蔵庫（室及びケースを含む。）に食品を保存する場合は、所定の温度（冷凍するものにあつては零下15度以下、冷蔵するものにあつては10度以下、温蔵するものにあつては65度以上をいう。以下同じ。）が保たれるように管理し、相互汚染が生じないように専用容器を用い、又は区画して収納すること。</p> <p>(4) 食品等は、衛生的な方法で取り扱い、汚物、有毒な若しくは有害な物質又は病原微生物により汚染されないようにすること。</p> <p>(5) 食品の製造、加工又は調理において、病原微生物及びその毒素が完全に又は安全な量まで死滅し、又は除去されていること。</p> <p>(6) 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。</p> <p>(7) 食品は、水分活性、pH、微生物による汚染状況等の特性、消費期限又は賞味期限、製造又は加工の方法、包装の形態、生食用、加熱加工用等の使用方法等に応じて冷蔵保存する等、調理、製造、保管、運搬、販売等の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこととし、次に掲げる工程の管理に十分配慮すること。</p>	<p>を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。</p> <p>(7) 食品等の取扱いの基準</p> <p>ア 原材料及び製品の仕入れに当たっては、品質、鮮度、表示等について点検し、その結果を記録するよう努めること。</p> <p>イ 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。また、当該食品を保存する場合は、当該食品に適した状態及び方法で行うこと。</p> <p>ウ 冷凍庫、冷蔵庫又は温蔵庫（室及びケースを含む。）に食品を保存する場合は、所定の温度（冷凍するものにあつては零下15度以下、冷蔵するものにあつては10度以下、温蔵するものにあつては65度以上をいう。以下同じ。）が保たれるように管理し、相互汚染が生じないように専用容器を用い、又は区画して収納すること。</p> <p>エ 食品等は、衛生的な方法で取り扱い、汚物、有毒な若しくは有害な物質又は病原微生物により汚染されないようにすること。</p> <p>オ 食品の製造、加工又は調理において、病原微生物及びその毒素が完全に又は安全な量まで死滅し、又は除去されていること。</p> <p>カ 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。</p> <p>キ 食品は、水分活性、pH、微生物による汚染状況等の特性、消費期限又は賞味期限、製造又は加工の方法、包装の形態、生食用、加熱加工用等の使用方法等に応じて冷蔵保存する等、調理、製造、保管、運搬、販売等の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこととし、次に掲げる工程の管理に十分配慮すること。 <u>なお、総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工することについての承認を得ている施設にあつては、その製造又は加工の方法及び衛生管理の方法に基づいて管理すること。</u></p>

改正後（第2条）	改正前
<p>ア 冷却</p> <p>イ 加熱</p> <p>ウ 乾燥</p> <p>エ 添加物の使用</p> <p>オ 真空調理又はガス置換包装</p> <p>カ 放射線照射</p>	<p>(ア) 冷却</p> <p>(イ) 加熱</p> <p>(ウ) 乾燥</p> <p>(エ) 添加物の使用</p> <p>(オ) 真空調理又はガス置換包装</p> <p>(カ) 放射線照射</p>
<p>(8) 食品間の相互汚染を防止するため、未加熱又は未加工の原材料はそのまま摂取される食品と区分して取り扱い、未加熱の食肉、魚介類等を取り扱った設備、機械器具等は別の食品を取り扱う前に必要な洗浄及び消毒を行うこと。</p>	<p>ク 食品間の相互汚染を防止するため、未加熱又は未加工の原材料はそのまま摂取される食品と区分して取り扱い、未加熱の食肉、魚介類等を取り扱った設備、機械器具等は別の食品を取り扱う前に必要な洗浄及び消毒を行うこと。</p>
<p>(9) 分割し、又は細切された食肉、魚介類等は、異物の混入がないかを確認し、異物が認められた場合には、汚染のおそれのある部分を廃棄すること。</p>	<p>ケ 分割し、又は細切された食肉、魚介類等は、異物の混入がないかを確認し、異物が認められた場合には、汚染のおそれのある部分を廃棄すること。</p>
<p>(10) 食肉等の処理をする場合において、汚染された面を切り取るときは、専用台の上で処理し、その都度使用した専用台を洗浄し、消毒すること。</p>	<p>コ 食肉処理業における食肉及び食用に供する内臓（以下「食肉等」という。）の処理をする場合において、汚染された面を切り取るときは、専用台の上で処理し、その都度使用した専用台を洗浄し、消毒すること。</p>
<p>(11) 原材料の保管に当たっては、消費期限、賞味期限等に応じ適切な順序で使用できるよう配慮すること。</p>	<p>サ 原材料の保管に当たっては、消費期限、賞味期限等に応じ適切な順序で使用できるよう配慮すること。</p>
<p>(12) 器具及び容器包装は、製品を汚染及び損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用すること。また、再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。</p>	<p>シ 器具及び容器包装は、製品を汚染及び損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用すること。また、再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。</p>
<p>(13) 原材料及び製品への金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ検査すること。</p>	<p>ス 原材料及び製品への金属、ガラス、じん埃（あい）、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ検査すること。</p>
<p>(14) 原材料及び容器包装並びに製品は、ロットごとに管理し、記録するよう努めること。</p>	<p>セ 原材料及び容器包装並びに製品は、ロットごとに管理し、記録するよう努めること。</p>
<p>(15) 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載</p>	<p>ソ 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載</p>

改正後（第2条）	改正前
<p><u>した製品説明書を作成し、当該製品説明書を保存するよう努めること。</u></p> <p>(16) <u>原材料として使用していないアレルギー物質を含む食品及び添加物が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。</u></p> <p>(17) <u>おう吐物等により汚染された可能性のある食品及び添加物は、廃棄すること。</u></p> <p>(18) <u>施設においておう吐した場合には、直ちに、病原体に効果がある薬剤を用いて適切に消毒すること。</u></p>	<p><u>した製品説明書を作成し、当該製品説明書を保存するよう努めること。</u></p> <p>タ <u>原材料として使用していないアレルギー物質を含む食品及び添加物が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。</u></p>
<p>2 <u>第4条から第9条までの規定は、自動販売機を利用して行う営業以外の営業の衛生管理について準用する。</u></p> <p>（自動販売機を利用して行う営業の衛生管理の基準）</p>	<p>（自動販売機を利用して行う営業の衛生管理の基準）</p>
<p>第24条 自動販売機を利用して行う営業の衛生管理は、次に定める基準に従って行わなければならない。</p> <p>(1) 自動販売機の設置場所（以下「設置場所」という。）の管理の基準</p> <p>ア 設置場所及びその周囲は、定期的に清掃し、衛生上支障のないように保持すること。</p> <p>イ 設置場所には、不必要な物品を置かないこと。</p> <p>ウ 設置場所の床、壁及び天井は、常に清潔に保つこと。</p> <p>エ 設置場所の照明装置は、定期的に点検し、必要な照度を確保すること。</p> <p>オ 設置場所は、換気を十分にすること。</p> <p>(2) 自動販売機の管理の基準</p> <p>ア 定期的に清掃を行い、常に衛生的にしておくこと。</p> <p>イ 食品に直接接触する部分は、定期的に洗浄及び消毒を行い、常に衛生的にしておくこと。</p> <p>ウ 洗浄又は消毒を行う場合は、適正な洗浄剤又は殺菌剤を適正な方法で使用し、使用後は使用したものが残存することのないように水洗いすること。</p> <p>エ 定期的に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、適</p>	<p>第4条 自動販売機を利用して行う営業の衛生管理は、次に定める基準に従って行わなければならない。</p> <p>(1) 自動販売機の設置場所（以下「設置場所」という。）の管理の基準</p> <p>ア 設置場所及びその周囲は、定期的に清掃し、衛生上支障のないように保持すること。</p> <p>イ 設置場所には、不必要な物品を置かないこと。</p> <p>ウ 設置場所の床、壁及び天井は、常に清潔に保つこと。</p> <p>エ 設置場所の照明装置は、定期的に点検し、必要な照度を確保すること。</p> <p>オ 設置場所は、換気を十分にすること。</p> <p>(2) 自動販売機の管理の基準</p> <p>ア 定期的に清掃を行い、常に衛生的にしておくこと。</p> <p>イ 食品に直接接触する部分は、定期的に洗浄及び消毒を行い、常に衛生的にしておくこと。</p> <p>ウ 洗浄又は消毒を行う場合は、適正な洗浄剤又は殺菌剤を適正な方法で使用し、使用後は使用したものが残存することのないように水洗いすること。</p> <p>エ 定期的に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、適</p>

改正後（第2条）	改正前
<p>正に使用できるように整備しておくこと。</p> <p>オ 冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して販売する食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品並びにこれ以外の缶詰食品及び瓶詰食品を除く。以下「冷凍等食品」という。）を取り扱うものにあつては、所定の温度が保たれるように1日1回以上点検すること。</p> <p>カ ストロー、紙コップ、はし等飲食の用に供される器具の保管管理は、常に衛生的に行うこと。</p> <p>（3） ねずみ、昆虫等への対策の基準</p> <p>ねずみ、昆虫等の侵入防止に努め、それらの生息状況を年1回以上定期的に調査し、生息を認めたときは、食品等に影響を及ぼさないよう適切かつ効果的に駆除作業を実施するとともに、生息状況の調査結果及び駆除作業の実施記録を1年間保存すること。また、ねずみ、昆虫等を発見したときは、食品等に影響を及ぼさないよう直ちに当該ねずみ、昆虫等の駆除を実施すること。</p> <p>（4） 給水の管理の基準</p> <p>ア 水道水以外の水を使用する場合は、滅菌装置又は浄水装置が正常に作動していることを定期的に確認し、その結果を記録すること。</p> <p>イ 水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用し、年1回以上水質検査を行い、その記録を1年以上保存すること。ただし、災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行い、その記録を1年以上保存すること。</p> <p>ウ 水質検査の結果、飲用に適さなくなったときは、直ちに使用を停止するとともに、市長に報告し、適切な措置を講ずること。</p> <p>エ カートリッジ式給水タンク（自動販売機に水を供給するために装置される容器で、取り外して用いるものをいう。以下同じ。）を使用するものにあつては、当該タンク及びこれと自動販売機本体との連結部分は、常に清潔にし、衛生上支障のないようにしておくこと。</p> <p>オ カートリッジ式給水タンクに水を供給する際には、タンク内を十分</p>	<p>正に使用できるように整備しておくこと。</p> <p>オ 冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して販売する食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品並びにこれ以外の缶詰食品及び瓶詰食品を除く。以下「冷凍等食品」という。）を取り扱うものにあつては、所定の温度が保たれるように1日1回以上点検すること。</p> <p>カ ストロー、紙コップ、はし等飲食の用に供される器具の保管管理は、常に衛生的に行うこと。</p> <p>（3） ねずみ、昆虫等への対策の基準</p> <p>ねずみ、昆虫等の侵入防止に努め、それらの生息状況を年1回以上定期的に調査し、生息を認めたときは、食品等に影響を及ぼさないよう適切かつ効果的に駆除作業を実施するとともに、生息状況の調査結果及び駆除作業の実施記録を1年間保存すること。また、ねずみ、昆虫等を発見したときは、食品等に影響を及ぼさないよう直ちに当該ねずみ、昆虫等の駆除を実施すること。</p> <p>（4） 給水の管理の基準</p> <p>ア 水道水以外の水を使用する場合は、滅菌装置又は浄水装置が正常に作動していることを定期的に確認し、その結果を記録すること。</p> <p>イ 水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用し、年1回以上水質検査を行い、その記録を1年以上保存すること。ただし、災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行い、その記録を1年以上保存すること。</p> <p>ウ 水質検査の結果、飲用に適さなくなったときは、直ちに使用を停止するとともに、市長に報告し、適切な措置を講ずること。</p> <p>エ カートリッジ式給水タンク（自動販売機に水を供給するために装置される容器で、取り外して用いるものをいう。以下同じ。）を使用するものにあつては、当該タンク及びこれと自動販売機本体との連結部分は、常に清潔にし、衛生上支障のないようにしておくこと。</p> <p>オ カートリッジ式給水タンクに水を供給する際には、タンク内を十分</p>

改正後（第2条）	改正前
<p>に洗浄すること。</p> <p>(5) 廃棄物及び排水の管理の基準</p> <p>ア 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。</p> <p>イ 自動販売機内に廃棄物容器を備えたものにあつては、廃棄物容器内の物を廃棄する都度当該容器を洗浄すること。</p> <p>ウ 自動販売機外の廃棄物容器は、汚液及び汚臭の漏れのないようにするとともに、十分に洗浄し、常に清潔にしておくこと。</p> <p>エ 廃水貯留槽等は、十分に洗浄し、常に清潔にしておくこと。</p> <p>(6) 食品等の取扱いの基準</p> <p>ア 自動販売機に収納されている食品等については、定期的に点検管理を行うこと。</p> <p>イ 冷凍等食品を収納する場合には、当該冷凍等食品を収納する部分の温度が所定の温度になった後に収納すること。</p> <p>ウ 冷凍等食品が収納されている部分が所定の温度を保てなくなった場合にあっては、収納されている当該冷凍等食品は販売しないこと。</p> <p>エ 弁当は、冷蔵し、又は温蔵して販売すること。</p> <p>オ 弁当の追加収納は行わないこと。</p> <p>カ 弁当を収納し、又は回収する場合は、日時、品名、数量、消費期限又は賞味期限、製造者の住所及び氏名並びに回収した当該弁当の措置の内容をその都度記録するものとし、その記録を3箇月間保存すること。</p> <p>キ 弁当の収納は、製造後速やかに行うこと。</p> <p>ク 弁当を収納するまでの運搬は、直射日光の遮断及び防じん効果のあるものを用いて行うこと。</p>	<p>に洗浄すること。</p> <p>(5) 廃棄物及び排水の管理の基準</p> <p>ア 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。</p> <p>イ 自動販売機内に廃棄物容器を備えたものにあつては、廃棄物容器内の物を廃棄する都度当該容器を洗浄すること。</p> <p>ウ 自動販売機外の廃棄物容器は、汚液及び汚臭の漏れのないようにするとともに、十分に洗浄し、常に清潔にしておくこと。</p> <p>エ 廃水貯留槽等は、十分に洗浄し、常に清潔にしておくこと。</p> <p>(6) 食品等の取扱いの基準</p> <p>ア 自動販売機に収納されている食品等については、定期的に点検管理を行うこと。</p> <p>イ 冷凍等食品を収納する場合には、当該冷凍等食品を収納する部分の温度が所定の温度になった後に収納すること。</p> <p>ウ 冷凍等食品が収納されている部分が所定の温度を保てなくなった場合にあっては、収納されている当該冷凍等食品は販売しないこと。</p> <p>エ 弁当（<u>容器包装詰加圧加熱殺菌したもの、これ以外の缶詰し、又は瓶詰したもの及び冷凍したものを除く。以下同じ。</u>）は、冷蔵し、又は温蔵して販売すること。</p> <p>オ 弁当の追加収納は行わないこと。</p> <p>カ 弁当を収納し、又は回収する場合は、日時、品名、数量、消費期限又は賞味期限、製造者の住所及び氏名並びに回収した当該弁当の措置の内容をその都度記録するものとし、その記録を3箇月間保存すること。</p> <p>キ 弁当の収納は、製造後速やかに行うこと。</p> <p>ク 弁当を収納するまでの運搬は、直射日光の遮断及び防じん効果のあるものを用いて行うこと。</p> <p><u>（従事者に係る衛生管理の基準）</u></p> <p>第5条 従事者に係る衛生管理は、次に定める基準に従って行わなければな</p>

改正後（第2条）	改正前
<p>（製品等の衛生検査）</p> <p>第25条 営業者は、製造し、又は加工した製品について定期的に衛生検査を</p>	<p>らない。</p> <p>（1） 従事者に定期的に健康診査を受けさせ、健康状態が食品衛生上従事者として適当であるかどうかを把握するよう努めること。</p> <p>（2） 保健所長から検便を受けるべき旨の指示があったときは、従事者に検便を受けさせること。</p> <p>（3） 食品等の取扱作業中は、従事者に清潔な外衣及び髪覆いを着用させ、食品等取扱室（保管場所及び販売所を除く。）では専用の履物を用いさせ、指輪等の装飾品、腕時計、安全ピン等を食品等取扱室に持ち込ませないこと。また、食品等の取扱上必要があるときは、マスクを着用させること。</p> <p>（4） 従事者に、常につめを短く切らせ、マニキュア等を付けさせないこととし、作業前、用便直後及び生鮮の原材料、汚染された原材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行わせること。また、生鮮の原材料、汚染された原材料等を取り扱った後は、非加熱で摂取する食品を取り扱うことは避けるよう努めさせること。</p> <p>（5） 従事者に、食品等の取扱作業中、次に掲げる行為を行わせないこと。 また、所定の場所以外では着替えを行わせないこと。 ア 手又は器具で髪、鼻、口又は耳に触れること。 イ たん又はつばを吐くこと。 ウ 喫煙 エ 飲食 オ 防護されていない食品等の上でくしゃみ又はせきをすること。 カ その他食品を汚染するおそれのある行為</p> <p>（6） 食肉等の処理に従事する者に、食肉等が直接接触する部分を汚染の都度洗浄し、消毒することが困難な素材の手袋を原則として使用させないこと。</p> <p>（製品等の衛生検査）</p> <p>第6条 営業者は、製造し、又は加工した製品について定期的に衛生検査を</p>

改正後（第2条）	改正前
<p>行い、規格、基準等への適合性を確認し、その記録を1年以上保存しなければならない。</p> <p>2 営業者は、原材料について定期的に衛生検査を行い、規格、基準等への適合性を確認し、その記録を1年以上保存するよう努めなければならない。</p> <p>（食品等に関する記録の作成及び保存）</p>	<p>行い、規格、基準等への適合性を確認し、その記録を1年以上保存しなければならない。</p> <p>2 営業者は、原材料について定期的に衛生検査を行い、規格、基準等への適合性を確認し、その記録を1年以上保存するよう努めなければならない。</p> <p><u>（検査の保存）</u></p> <p><u>第7条 弁当屋、仕出し屋及び飲食店営業の給食施設にあっては、検査を10度以下で72時間以上保存しなければならない。この場合において、製品が配送されるものであるときは、当該製品の配送先、配送時刻及び配送量を記録し、その記録を保存するよう努めなければならない。</u></p> <p>（食品等に関する記録の作成及び保存）</p>
<p><u>第26条 営業者は、第23条第1項第1号及び第14号、第24条第6号カ、前条並びに次条において準用する第15条に定めるもののほか、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入元、製造、加工等の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、その記録を保存するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定により記録を保存するに当たっては、当該記録の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定するものとする。</p>	<p><u>第8条 営業者は、第3条第7号ア及びセ、第4条第6号カ並びに前2条に定めるもののほか、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入元、製造、加工等の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、その記録を保存するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定により記録を保存するに当たっては、当該記録の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定するものとする。</p> <p><u>（回収及び廃棄等の措置に係る基準）</u></p>
	<p><u>第9条 法及び法に基づく命令に違反する食品等（以下「違反食品等」という。）の回収及び廃棄等の措置は、次に定める基準に従って行わなければならない。</u></p> <p><u>（1）違反食品等を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制を明確にし、具体的な回収の方法等の手順を定めるよう努めること。</u></p> <p><u>（2）食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、違反食品等を回収したときは、当該違反食品等とそれ以外の食品等を明確に区別して保管し、保健所長の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。</u></p>

改正後（第2条）	改正前
	<p data-bbox="1151 180 2110 300"><u>（3） 回収及び廃棄等の措置を行う場合は、必要に応じ、消費者の注意の喚起等のため、当該回収及び廃棄等の措置に関する情報の公表について考慮すること。</u></p> <p data-bbox="1151 316 1541 347"><u>（運搬に係る衛生管理の基準）</u></p> <p data-bbox="1120 363 2110 435">第10条 運搬に係る衛生管理は、次に定める基準に従って行わなければならない。</p> <p data-bbox="1151 451 2110 611"><u>（1） 食品等の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品等を汚染するおそれのないものであること。また、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。</u></p> <p data-bbox="1151 627 2110 746"><u>（2） 食品等と食品等以外の貨物を混載する場合は、食品等以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ食品等を適切な容器に入れる等食品等以外の貨物と分けすること。</u></p> <p data-bbox="1151 762 2110 834"><u>（3） 運搬中の食品等がじん埃（あい）等に汚染されないよう管理すること。</u></p> <p data-bbox="1151 850 2110 970"><u>（4） 品目が異なる食品等や食品等以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、当該車両、コンテナ等を効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。</u></p> <p data-bbox="1151 986 2110 1145"><u>（5） 包装されていない食品又は添加物を直接車両、コンテナ等に積載し、輸送する場合は、必要に応じ食品又は添加物専用の車両、コンテナ等を使用することとし、当該車両、コンテナ等に食品又は添加物専用であることを明示すること。</u></p> <p data-bbox="1151 1161 2110 1233"><u>（6） 運搬中における車両、コンテナ等の内部の温度、湿度等の管理に注意すること。</u></p> <p data-bbox="1151 1249 2110 1329"><u>（7） 配送時間が長時間に及ばないように配送経路等を考慮し、時間の管理に注意すること。</u></p> <p data-bbox="1151 1345 2110 1425"><u>（8） 弁当等にあつては、摂食予定時間を考慮し、適切な出荷時間に注意すること。</u></p>

改正後（第2条）	改正前
	<p><u>（食品の販売）</u></p> <p>第11条 営業者は、食品の販売量を見込んだ仕入れを行い、食品を販売する<u>場合においては、食品を直射日光にさらし、又は長時間不適切な温度の状態に置くことを避ける等衛生管理に注意しなければならない。</u></p> <p><u>（情報の提供及び報告）</u></p> <p>第12条 営業者は、消費者に対し、自ら製造し、加工し、又は販売した食品等についての安全性に関する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>2 営業者は、自ら製造し、輸入し、又は加工した食品等に係る健康被害（当該健康被害が当該食品等に起因し、又は起因する疑いがあると医師により診断されたものに限る。）に関する情報並びに法及び法に基づく命令に違反する当該食品等に関する情報について、速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p><u>（管理運営要領）</u></p> <p>第13条 営業者は、営業の施設、設置場所、食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、従事者に周知徹底しなければならない。</p> <p>2 営業者は、定期的に製品検査、ふき取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、前項の管理運営要領の効果を検証し、必要に応じその内容を見直さなければならない。</p> <p><u>（食品衛生責任者）</u></p> <p>第14条 営業者（法第48条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この条において同じ。）は、営業の施設若しくは部門ごと又は設置場所ごとに、従事者のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定めておかななければならない。ただし、営業者自らが食品衛生責任者となって管理する営業の施設若しくは部門又は設置場所については、この限りでない。</p> <p>2 食品衛生責任者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>（1）食品衛生管理者となることができる者</p> <p>（2）栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者及び船舶料理士</p>

改正後（第2条）	改正前
	<p><u>(3) 市長の指定した養成講習会の課程を修了した者</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる者のほか、同等以上の知識を有する者として規則で定めるもの</u></p> <p>3 <u>食品衛生責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 営業の施設、設置場所、食品等取扱設備等、自動販売機、給水、廃棄物及び排水並びに食品等の取扱いに係る衛生管理を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 従事者の衛生管理を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 営業者（自らが食品衛生責任者となっている営業者を除く。次項において同じ。）に対し食品衛生の向上及び施設の改善に関して必要な助言を行うこと。</u></p> <p>4 <u>営業者は、前項第3号の規定による食品衛生責任者の助言を尊重しなければならない。</u></p> <p>5 <u>営業者は、規則で定めるところにより、食品衛生責任者に市長の指定した実務講習会を受講させ、食品等の適切な管理に必要な衛生知識の向上が図られるように努めなければならない。</u></p> <p>6 <u>営業者は、食品衛生責任者を定め、又は自らが食品衛生責任者となったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。食品衛生責任者を変更したときも同様とする。</u></p> <p>7 <u>営業者は、食品衛生責任者の氏名を営業の施設内の見やすい場所（自動販売機を利用して行う営業にあつては、氏名及び連絡先を自動販売機の見やすい位置）に掲示しておかななければならない。</u></p> <p><u>（衛生教育）</u></p> <p>第15条 <u>営業者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるように、従事者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法その他食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>営業者又は食品衛生責任者は、洗浄剤等の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての衛生教育を実施するよう努めなければ</u></p>

改正後（第2条）	改正前
<p>(準用)</p> <p>第27条 第14条から第22条までの規定は、危害分析・重要管理点方式を用いず、衛生管理を行う場合の基準について準用する。この場合において、第20条第1項中「施設」とあるのは「施設、設置場所(第24条第1号に規定する設置場所をいう。以下同じ。)」と、同条第2項中「拭取り検査」とあるのは「製品検査、拭取り検査」と、第21条第1項中「施設又は部門ごと」とあるのは「施設若しくは部門ごと又は設置場所ごと」と、「施設又は部門に」とあるのは「施設若しくは部門又は設置場所に」と、同条第3項第1号中「施設、食品等取扱設備等」とあるのは「施設、設置場所、食品等取扱設備等、自動販売機」と、同条第7項中「場所」とあるのは「場所（自動販売機を利用して行う営業にあつては、氏名及び連絡先を自動販売機の見やすい位置）」と読み替えるものとする。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年12月25日条例第48号）</p> <p>この条例の施行期日は、市長が定める。（平成16年2月26日規則第5号で平成16年2月27日から施行）</p> <p>附 則（平成17年3月24日条例第13号）</p> <p>この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年10月15日条例第39号）</p>	<p><u>ならない。</u></p> <p>3 業者又は食品衛生責任者は、前2項の衛生教育の効果について定期的に評価し、必要に応じそれらの内容等を修正するよう努めなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年12月25日条例第48号）</p> <p>この条例の施行期日は、市長が定める。（平成16年2月26日規則第5号で平成16年2月27日から施行）</p> <p>附 則（平成17年3月24日条例第13号）</p> <p>この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年10月15日条例第39号）</p>

改正後（第2条）	改正前
<p>この条例は、平成21年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月 日条例第 号）</p> <p>この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成21年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月 日条例第 号）</p> <p>この条例は、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年7月1日から施行する。</p>

川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準の改正に対するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

「川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準」の改正にあたり、パブリックコメント手続により、広く市民の皆様からの意見を募集しました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方について、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要と結果

題名	川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準の改正について
意見の募集期間	平成26年10月15日（水）～11月14日（金）
意見の提出方法	郵送、持参、FAX、電子メール
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページに掲載 ・市政だより（10月21日号）に掲載 ・各区役所市政資料コーナー及び衛生課、かわさき情報プラザ、健康福祉局健康危機管理担当に閲覧用資料の設置
結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページに掲載 ・各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザに資料設置

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	2通（6件）
（内訳）	
電子メール	1通（4件）
ファクス	0通（0件）
郵送	1通（2件）
持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

いただいた御意見につきましては、基準改正の趣旨に沿ったものや基準や施策に対する質問・要望等に関するものであったことから、案のとおり改正手続を進めてまいります。

(1) 御意見に対する市の考え方の区分説明

- A：御意見の趣旨を踏まえ、基準改正の考え方に反映させたもの
- B：基準改正の趣旨に沿った御意見であるもの
- C：今後の施策・事業を推進する中で参考とするもの
- D：基準や施策に対する質問・要望であり、基準や施策の内容を説明・確認するもの
- E：その他

(2) 御意見の件数と対応区分

区分	A	B	C	D	E	合計
ア HACCP型基準の追加に関すること		2		2		4
イ ノロウイルス食中毒対策に関する基準の追加に関すること						
ウ 営業者が迅速に行政へ報告する基準の追加に関すること						
エ その他				2		2
合計		2		4		6

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) HACCP型基準の追加に関すること

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	HACCP型基準はより高度な食品衛生管理手法であるが、食品等事業者の多くは零細事業者であり、HACCP型基準の導入には多くの課題があることからソフト面を重視した条例改正をお願いしたい。	今回の改正案は、営業施設の施設設備に関するものではなく、御意見のとおり営業施設の管理運営等のいわゆるソフト面に関するものです。	B
2	HACCP型基準の導入加速に向けて、指導者の育成が重要課題であると考えられる。そのためには、行政のみならず、関係団体、民間企業等の力を活用すべきであり、それらを勘案し条例改正に反映させていきたい。	御意見のとおり、HACCP型基準の導入につきましては、関係団体等に御協力をいただきながら推進してまいります。	B

3	<p>事業者に、HACCP型基準と従来型基準のいずれかの選択を委ねるといふやり方は疑問。HACCPの必要性を認識しなければ、通常は現状維持の後者を選択する。国としてHACCP普及を目的としている以上、すぐに前者の取組ができない場合には猶予期間を設けて最終的には前者に移行させる等、何らかの対策を考えるべき。</p>	<p>厚生労働省は、HACCPの段階的な導入を図る観点から、「事業者がHACCP型基準と従来型基準のいずれかにより、衛生管理を行える」ようガイドラインを改正しました。</p> <p>今回の改正はこれに伴うもので、事業者自身がHACCP型基準又は従来型基準のいずれかによる衛生管理を実施するものですが、HACCP型基準の導入により食品の安全性が向上することから、厚生労働省の動向を見据えながら、HACCPの必要性に関する周知も含め、その普及推進に取り組んでまいります。</p>	D
4	<p>HACCP導入に当たってはISOのように認定機関による認証を必須と考えているのか。例えば川崎市（あるいは代行業者）の査察で適合と評価されれば認証がなくてもHACCP導入と同等とみなす、ということは考えられないか。当社の製造する食品添加物では指定認定機関がないと思われるが、この場合どう考えるか。</p>	<p>今回の改正は、厚生労働省のガイドライン改正に基づくもので、HACCP型基準の導入につきましては、事業者が自ら行うものであり、市や指定認定機関等による承認や認証の制度ではありません。</p>	D

(2) その他

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
5	<p>現行条例第3条第3号ケ中に「手洗設備は、・・殺菌剤等の必要な物を備え・・」とあるが、“必要な物”を明記した方がよいのではないか。</p>	<p>営業形態は多様であり、手洗設備について一律に規定することが困難であるため、「必要な物」として、石けんや殺菌剤を例示しております。</p>	D
6	<p>現行条例第3条第4号イ中に「また、ねずみ、昆虫等を発見したときは、食品等に影響を及ぼさないよう直ちに当該ねずみ、昆虫等の駆除を実施すること。」とあるが、既に同様の内容の記述があり、重複記載であると思われるので、削除してもよいのでは。</p>	<p>御指摘の部分は、生息調査の結果により、ねずみ、昆虫等の生息が確認された場合とねずみ、昆虫等が実際に発見された場合のそれぞれについて駆除の実施を規定したものであり、重複の記載ではありません。</p>	D

川崎市自殺対策の推進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市自殺対策の推進に関する条例 平成25年12月24日条例第75号 (自殺対策総合推進計画の策定等)</p> <p>第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という。)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供</p> <p>(2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進</p> <p>(3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上</p> <p>(4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備</p> <p>(5) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備</p> <p>(6) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実</p> <p>(7) 自殺未遂者に対する支援</p> <p>(8) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援</p> <p>(9) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援</p> <p>2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。</p> <p>(留意事項)</p> <p>第10条 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及びこれに基づく施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p>	<p>○川崎市自殺対策の推進に関する条例 平成25年12月24日条例第75号 (自殺対策総合推進計画の策定等)</p> <p>第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という。)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供</p> <p>(2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進</p> <p>(3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上</p> <p>(4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備</p> <p>(5) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備</p> <p>(6) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実</p> <p>(7) 自殺未遂者に対する支援</p> <p>(8) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援</p> <p>(9) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援</p> <p>2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。</p> <p>(留意事項)</p> <p>第10条 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及びこれに基づく施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 各区又は地域の実情に配慮すること。</p> <p>(2) 次に掲げる役割を業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。</p> <p>ア 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及する役割</p> <p>イ 自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ、又は話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、又は当該兆候を示した者を見守る役割</p> <p>(3) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、前号イに掲げる役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られるようにすること。</p> <p>(評価及び報告書の作成等)</p>	<p>(1) 各区又は地域の実情に配慮すること。</p> <p>(2) 次に掲げる役割を業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。</p> <p>ア 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及する役割</p> <p>イ 自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ、又は話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、又は当該兆候を示した者を見守る役割</p> <p>(3) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、前号イに掲げる役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られるようにすること。</p> <p>(評価及び報告書の作成等)</p>
<p>第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。</p>	<p>第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。</p>
<p>2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。</p> <p><u>(自殺対策評価委員会)</u></p>	
<p>第12条 前条第2項に定めるもののほか、自殺対策に係る重要事項について調査審議するため、川崎市自殺対策評価委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。</p>	
<p>2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。</p>	
<p>3 委員は、学識経験者、医師及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p>	
<p>4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	
<p>5 委員は、再任されることができる。</p>	

改正後	改正前
<p>6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(連携のための仕組みの整備)</p> <p>第13条 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。</p>	<p>(連携のための仕組みの整備)</p> <p>第12条 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。</p>

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例 昭和46年3月23日条例第10号</p> <p>(精神保健福祉センター)</p> <p>第23条の2 精神保健福祉センターは、川崎市川崎区<u>東田町8番地</u>に置く。 (運営協議会)</p> <p>第64条 廃止</p> <p>(利用者の義務)</p> <p><u>第64条</u></p> <p>(損害の賠償)</p> <p><u>第65条</u></p>	<p>○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例 昭和46年3月23日条例第10号</p> <p>(精神保健福祉センター)</p> <p>第23条の2 精神保健福祉センターは、川崎市川崎区<u>宮本町2番地32</u>に置く。 (運営協議会)</p> <p>第64条 総合センターの運営に関する事項を審議するため、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。</p> <p>2 運営協議会は、委員35人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 医師及び医療関係者</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 関係行政機関の職員</p> <p>(4) 市職員</p> <p>(5) その他市長が必要と認めるもの</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 運営協議会に部会を置くことができる。</p> <p>6 運営協議会の運営について必要な事項は、規則で定める。 (利用者の義務)</p> <p><u>第65条</u> 総合センターを利用する者は、職員の指示に従うとともに、総合センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。 (損害の賠償)</p> <p><u>第66条</u> 総合センターの設備、材料、製品又は施設に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由が</p>

改正後	改正前
(委任) 第66条	あると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (委任) 第67条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市老人いこいの家条例 昭和47年12月27日条例第60号		○川崎市老人いこいの家条例 昭和47年12月27日条例第60号	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(削る)	(削る)	川崎市浜町老人いこいの家	川崎市川崎区浜町2丁目25番11号
川崎市大師老人いこいの家	川崎市川崎区大師公園1番4号	川崎市大師老人いこいの家	川崎市川崎区大師公園1番4号
川崎市小田老人いこいの家	川崎市川崎区小田2丁目16番9号	川崎市小田老人いこいの家	川崎市川崎区小田2丁目16番9号
川崎市藤崎老人いこいの家	川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号	川崎市藤崎老人いこいの家	川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号
川崎市田島老人いこいの家	川崎市川崎区田島町20番23号	川崎市田島老人いこいの家	川崎市川崎区田島町20番23号
川崎市大島老人いこいの家	川崎市川崎区大島1丁目9番6号	川崎市大島老人いこいの家	川崎市川崎区大島1丁目9番6号
川崎市桜本老人いこいの家	川崎市川崎区桜本2丁目5番2号	川崎市桜本老人いこいの家	川崎市川崎区桜本2丁目5番2号
川崎市京町老人いこいの家	川崎市川崎区京町3丁目12番2号	川崎市京町老人いこいの家	川崎市川崎区京町3丁目12番2号
川崎市渡田老人いこいの家	川崎市川崎区渡田4丁目12番20号	川崎市渡田老人いこいの家	川崎市川崎区渡田4丁目12番20号
川崎市殿町老人いこいの家	川崎市川崎区殿町1丁目20番15号	川崎市殿町老人いこいの家	川崎市川崎区殿町1丁目20番15号
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
川崎市百合丘老人いこいの家	川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2	川崎市百合丘老人いこいの家	川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第77号</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第24条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者(同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者をいう。)との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>(2) 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(3) 第34条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項に規定する業務を行わなければならない。</p>	<p>○川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第77号</p> <p>(生活相談員の責務)</p> <p>第24条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者(同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者をいう。)との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>(2) 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(3) 第34条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項に規定する業務を行わなければならない。</p>

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第76号 (生活相談員の責務)</p> <p>第23条 養護老人ホームの生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(3) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。</p> <p>2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあつては、主任支援員が前2項に規定する業務を行うものとする。</p>	<p>○川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第76号 (生活相談員の責務)</p> <p>第23条 養護老人ホームの生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(3) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。</p> <p>2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあつては、主任支援員が前2項に規定する業務を行うものとする。</p>

【改正理由】

本市国民健康保険の保険料については、現行の「所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割による構成」と「応能割及び応益割の比率」において、世帯状況の変化等により被保険者間で保険料の負担に偏りが生じていることから、近隣都市等の状況も踏まえ、「賦課方式」及び「賦課割合」を変更する。

また、平成24年度の保険料算定方式の変更に伴い、医療保険制度改革が実施されるまでの経過的な措置として実施している「軽減に係る特例措置」についても、医療保険制度改革の実施状況や賦課方式及び賦課割合の変更を踏まえた見直しを行う。

1 賦課方式及び賦課割合の変更

区分	【現行】	【改正後】
賦課方式	3方式 (所得割・被保険者均等割・世帯別平等割)	2方式 (所得割・被保険者均等割)
賦課割合	応能割65：応益割35 所得割総額 (応能割) 100分の65 被保険者均等割総額 (応益割) 100分の20 世帯別平等割総額 (応益割) 100分の15	応能割60：応益割40 所得割総額 (応能割) 100分の60 被保険者均等割総額 (応益割) 100分の40

2 保険料の負担を軽減するための特例措置の見直し

(1) 現行の特例措置

ア 所得割額の算定に関する特例

対象者	特例措置の内容	期間及び控除割合
①市町村民税が課されない被保険者	基礎控除後の総所得金額等（以下「賦課基準額」という。）の一定割合を賦課基準額から控除	平成24年度 90% 平成25年度 60%
②賦課基準額が市町村民税の課税標準額の2倍を超える被保険者	賦課基準額のうち市町村民税の課税標準額の2倍を超える部分の一定割合を賦課基準額から控除	平成26年度 30% 平成27年度以降 10%

※ 上記②について、19歳未満で前年の合計所得金額が38万円以下の被保険者と同一世帯であって当該世帯のうち最も課税標準額が多い被保険者の課税標準額は、「16歳未満の被保険者数に33万円を乗じた金額」及び「16歳以上19歳未満の被保険者数に12万円を乗じた金額」の合計額を控除した金額とする。

イ 所得割額の減額に関する特例

対象者	特例措置の内容	期間
複数の被保険者が属する世帯の被保険者で、次のいずれかに該当する者 ①当該年度の市町村民税につき「障害者控除」があり、賦課基準額が障害者控除額以上である者 ②当該年度の市町村民税につき「寡婦（夫）控除」があり、賦課基準額が寡婦（夫）控除額以上である者	当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の所得割額から次の額を控除 「当該被保険者に係る障害者控除額×5%」＋「当該被保険者に係る寡婦（夫）控除額×5%」	平成24年度から平成26年度まで

(2) 見直し後の特例措置

対象者	特例措置の内容
①当該年度の前年12月31日において「16歳未満かつ前年の合計所得金額が38万円以下」の被保険者	賦課基準額から「当該被保険者数に33万円を乗じた金額」を控除
②当該年度の前年12月31日において「16歳以上19歳未満かつ前年の合計所得金額が38万円以下」の被保険者	賦課基準額から「当該被保険者数に12万円を乗じた金額」を控除
③当該年度の市町村民税につき「障害者控除」がある被保険者	賦課基準額から「障害者控除額」を控除

※ 上記①及び②においては、当該世帯のうち「最も賦課基準額が多い被保険者」から控除する。

※ 見直し後の特例措置は、「当分の間」実施する。

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち、法附則第6条第1項に規定する退職被保険者及び同条第2項に規定する退職被保険者の被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る基礎賦課額（第32条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、<u>法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送</u></p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち、法附則第6条第1項に規定する退職被保険者及び同条第2項に規定する退職被保険者の被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る基礎賦課額（第32条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基</p>

改正後	改正前
<p>費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。)の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)</p> <p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。))並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、<u>法第72条の5</u>の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、<u>法第81条の2第1項の規定による交付金</u>その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。))を除く。)の額の合算額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p>	<p>準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。))を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)</p> <p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。))並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、<u>法第72条の4</u>の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。))その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。))を除く。)の額の合算額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p>
<p>第14条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち一般被保険者に</p>	<p>第14条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち一般被保険者に</p>

改正後	改正前
<p>係る基礎賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。</p>	<p>係る基礎賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。<u>この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして世帯別平等割額を算定するものとする。</u></p>
<p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配</p>	<p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配</p>

改正後	改正前
<p>当等の額をいう。以下この条及び附則第3項第2号において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)を賦課基準として第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>	<p>当等の額をいう。以下この条及び附則第3項第2号において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)を賦課基準として第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p>	<p>3 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。</p>
<p>4 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する一般被保険者の数に第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>	<p>4 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する一般被保険者の数に第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>
<p>5 <u>(削る)</u> (退職被保険者等に係る基礎賦課額)</p>	<p>5 第1項の世帯別平等割額は、第18条に規定する料率に相当する額とする。 (退職被保険者等に係る基礎賦課額)</p>
<p>第15条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。</p>	<p>第15条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額)とする。</p>
<p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課基準として第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課基準として第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する退職被保険者等の数に第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>	<p>3 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する退職被保険者等の数に第18条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>
<p>4 <u>(削る)</u> (75歳に達する一般被保険者に係る基礎賦課額の算定の特例)</p>	<p>4 第1項の世帯別平等割額は、第18条に規定する料率に相当する額とする。 (75歳に達する一般被保険者に係る基礎賦課額の算定の特例)</p>
<p>第16条 当該年度において75歳に達することが見込まれる一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該一般被保険者が75歳に達する日の属する月の前月まで月割をもって算定する。</p>	<p>第16条 当該年度において75歳に達することが見込まれる一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該一般被保険者が75歳に達する日の属する月の前月まで月割をもって算定する。</p>

改正後	改正前
<p>(基礎賦課額の最高限度額)</p> <p>第17条 前3条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条及び前条の基礎賦課額並びに第15条の基礎賦課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条及び第32条第1項において同じ。）は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第2項第10号及び附則第4条第2項第6号に規定する額を超えることができない。</p> <p>(基礎賦課額の保険料の料率)</p> <p>第18条 基礎賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を第14条第2項に規定する賦課基準（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定める方法により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数</p> <p>(2) 一般被保険者均等割 一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額</p> <p><u>(3) (削る)</u></p>	<p>(基礎賦課額の最高限度額)</p> <p>第17条 前3条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条及び前条の基礎賦課額並びに第15条の基礎賦課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条及び第32条第1項において同じ。）は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第2項第10号及び附則第4条第2項第6号に規定する額を超えることができない。</p> <p>(基礎賦課額の保険料の料率)</p> <p>第18条 基礎賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額の<u>100分の65</u>に相当する額を第14条第2項に規定する賦課基準（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定める方法により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数</p> <p>(2) 一般被保険者均等割 一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額の<u>100分の20</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額</p> <p>(3) <u>世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下このアにおいて「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保</u></p>

改正後	改正前
<p>2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。</p> <p>3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第19条 保険料の賦課額のうち、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第32条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額</p> <p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する</p>	<p><u>険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ウ及び第24条第1項第3号において「特定継続世帯」という。)</u>の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。</p> <p>3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第19条 保険料の賦課額のうち、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第32条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額</p> <p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する</p>

改正後	改正前
<p>費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合算額(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p>	<p>費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合算額(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p>
<p>第20条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。</p>	<p>第20条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。<u>この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして世帯別平等割額を算定するものとする。</u></p>
<p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課基準として第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課基準として第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する一般被保険者の数に第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>	<p>3 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する一般被保険者の数に第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>
<p>4 (削る) (退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p>	<p>4 第1項の世帯別平等割額は、第24条に規定する料率に相当する額とする。 (退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p>
<p>第21条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。</p>	<p>第21条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合にあっては、所得割額及び被保険者均等割額の合算額)とする。</p>
<p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する退職被保険者等に係る基礎控除後</p>	<p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する退職被保険者等に係る基礎控除後</p>

改正後	改正前
<p>の総所得金額等を賦課基準として第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p> <p>3 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する退職被保険者等の数に第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>	<p>の総所得金額等を賦課基準として第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p> <p>3 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する退職被保険者等の数に第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>
<p><u>4 (削る)</u></p>	<p><u>4 第1項の世帯別平等割額は、第24条に規定する料率に相当する額とする。</u></p>
<p>(75歳に達する一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)</p>	<p>(75歳に達する一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)</p>
<p>第22条 当該年度において75歳に達することが見込まれる一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該一般被保険者が75歳に達する日の属する月の前月まで月割をもって算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の最高限度額)</p>	<p>第22条 当該年度において75歳に達することが見込まれる一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該一般被保険者が75歳に達する日の属する月の前月まで月割をもって算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の最高限度額)</p>
<p>第23条 前3条の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第20条及び前条の後期高齢者支援金等賦課額並びに第21条の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条及び第32条第2項において準用する同条第1項において同じ。)は、政令第29条の7第3項第9号及び附則第4条第3項第6号に規定する額を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料の料率)</p>	<p>第23条 前3条の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第20条及び前条の後期高齢者支援金等賦課額並びに第21条の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条及び第32条第2項において準用する同条第1項において同じ。)は、政令第29条の7第3項第9号及び附則第4条第3項第6号に規定する額を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料の料率)</p>
<p>第24条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を第20条第2項に規定する賦課基準(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定める方法により補正された後の金額とする。)の見込総額で除して得た数</p> <p>(2) 一般被保険者均等割 一般被保険者に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額</p>	<p>第24条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の65</u>に相当する額を第20条第2項に規定する賦課基準(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定める方法により補正された後の金額とする。)の見込総額で除して得た数</p> <p>(2) 一般被保険者均等割 一般被保険者に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の20</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額</p>
<p><u>(3) (削る)</u></p>	<p><u>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ</u></p>

改正後	改正前
<p>2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。</p> <p>3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第25条 保険料の賦課額のうち、介護納付金賦課額(第32条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額</p> <p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(介</p>	<p><u>アからウまでに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p><u>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。</p> <p>3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第25条 保険料の賦課額のうち、介護納付金賦課額(第32条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額</p> <p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(介</p>

改正後	改正前
<p>護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額 （介護納付金賦課額）</p>	<p>護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額 （介護納付金賦課額）</p>
<p>第26条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、その世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。</p>	<p>第26条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、その世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</p>
<p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課基準として第29条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 前項の所得割額は、その世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等を賦課基準として第29条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数に第29条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>	<p>3 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数に第29条に規定する料率を乗じて得た額とする。</p>
<p><u>4 (削る)</u> （65歳に達する介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の算定の特例）</p>	<p><u>4 第1項の世帯別平等割額は、第29条に規定する料率に相当する額とする。</u> （65歳に達する介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の算定の特例）</p>
<p>第27条 当該年度において65歳に達することが見込まれる介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額は、当該介護納付金賦課被保険者が65歳に達する日の属する月の前月まで月割をもって算定する。 （介護納付金賦課額の最高限度額）</p>	<p>第27条 当該年度において65歳に達することが見込まれる介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額は、当該介護納付金賦課被保険者が65歳に達する日の属する月の前月まで月割をもって算定する。 （介護納付金賦課額の最高限度額）</p>
<p>第28条 前2条の介護納付金賦課額は、政令第29条の7第4項第9号に規定する額を超えることができない。 （介護納付金賦課額の保険料の料率）</p>	<p>第28条 前2条の介護納付金賦課額は、政令第29条の7第4項第9号に規定する額を超えることができない。 （介護納付金賦課額の保険料の料率）</p>
<p>第29条 介護納付金賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 介護納付金賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を第26条第2項に規定する賦課基準（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定める方法により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数 （2） 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を</p>	<p>第29条 介護納付金賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 介護納付金賦課総額の<u>100分の65</u>に相当する額を第26条第2項に規定する賦課基準（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定める方法により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数 （2） 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の20</u>に相当する額を</p>

改正後	改正前
<p>当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額</p>	<p>当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額</p>
<p><u>(3) (削る)</u></p>	<p><u>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者が属する世帯の見込数で除して得た額</u></p>
<p>2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。</p>	<p>2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。</p>
<p>3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p>(保険料の納付額等)</p>	<p>3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p>(保険料の納付額等)</p>
<p>第30条 保険料の納付額は、当該年度分の基礎賦課額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）、当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）及び当該年度分の介護納付金賦課額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合算額とする。</p>	<p>第30条 保険料の納付額は、当該年度分の基礎賦課額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）、当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）及び当該年度分の介護納付金賦課額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合算額とする。</p>
<p>2 法第76条の3第1項に規定する普通徴収（以下「普通徴収」という。）の方法によって徴収する保険料は、前項の合算額の10分の1の額（以下「月割額」という。）を基礎として次項の規定により算定した額を6月から翌年の3月までの各月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日とする。）までに納付しなければならない。ただし、その日が土曜日又は民法第142条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。</p>	<p>2 法第76条の3第1項に規定する普通徴収（以下「普通徴収」という。）の方法によって徴収する保険料は、前項の合算額の10分の1の額（以下「月割額」という。）を基礎として次項の規定により算定した額を6月から翌年の3月までの各月の末日（12月にあつては、翌年の1月4日とする。）までに納付しなければならない。ただし、その日が土曜日又は民法第142条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。</p>
<p>3 月割額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納期の額に合算するものとする。</p>	<p>3 月割額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納期の額に合算するものとする。</p>
<p>4 前2項の規定により難い納付義務者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期又は納付額は、市長が別に定めることができる。</p> <p>(納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等に伴う賦課)</p>	<p>4 前2項の規定により難い納付義務者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期又は納付額は、市長が別に定めることができる。</p> <p>(納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等に伴う賦課)</p>
<p>第31条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、同一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、同一世帯に属する被保険者</p>	<p>第31条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、同一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、同一世帯に属する被保険者</p>

改正後	改正前
<p>が介護納付金賦課被保険者となった場合若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合には、当該納付義務者に係る第14条から第16条までの基礎賦課額及び第20条から第22条までの後期高齢者支援金等賦課額</p>	<p>が介護納付金賦課被保険者となった場合若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合には、当該納付義務者に係る第14条から第16条までの基礎賦課額及び第20条から第22条までの後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合であって、特定世帯に該当するときを除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）</p>
<p>若しくは第26条及び第27条の介護納付金賦課額又は次条第1項各号に定める基礎賦課額及び同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める後期高齢者支援金等賦課額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める介護納付金賦課額は、その納付義務が発生した日、被保険者数の増加若しくは減少のあった日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から月割をもって算定する。</p>	<p>若しくは第26条及び第27条の介護納付金賦課額又は次条第1項各号に定める基礎賦課額及び同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める後期高齢者支援金等賦課額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める介護納付金賦課額は、その納付義務が発生した日、被保険者数の増加若しくは減少のあった日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から月割をもって算定する。</p>
<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合には、当該納付義務者に係る第14条から第16条までの基礎賦課額及び第20条から第22条までの後期高齢者支援金等賦課額若しくは第26条及び第27条の介護納付金賦課額又は次条第1項各号に定める基礎賦課額及び同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める後期高齢者支援金等賦課額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める介護納付金賦課額は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで月割をもって算定する。</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合には、当該納付義務者に係る第14条から第16条までの基礎賦課額及び第20条から第22条までの後期高齢者支援金等賦課額若しくは第26条及び第27条の介護納付金賦課額又は次条第1項各号に定める基礎賦課額及び同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める後期高齢者支援金等賦課額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める介護納付金賦課額は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで月割をもって算定する。</p>

改正後	改正前
<p>(保険料の減額)</p> <p>第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条から第16条までの基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</p> <p>(1) 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者 <u>（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）</u>につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第17条の規定の適用がないものとした場合における第14条から第16条までの基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。</p> <p>(1) 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用配当等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 <u>ア</u>に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち</p>

改正後	改正前
<p>して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 <u>当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</u>に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p><u>ア（削る）</u></p> <p><u>イ（削る）</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に政令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの <u>当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</u>に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p><u>ア（削る）</u></p> <p><u>イ（削る）</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に</p>	<p>当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p><u>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</u></p> <p><u>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に政令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの <u>アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</u></p> <p><u>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に</p>

改正後	改正前
<p>掲げる金額に政令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの <u>当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</u>に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額</p> <p><u>ア（削る）</u></p> <p><u>イ（削る）</u></p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条から第16条」とあるのは「第20条から第22条」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第28条」と、「第14条から第16条まで」とあるのは「第26条及び第27条」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>2（削る）</u></p>	<p>掲げる金額に政令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの <u>アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</u></p> <p><u>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）</u></p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条から第16条」とあるのは「第20条から第22条」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第28条」と、「第14条から第16条まで」とあるのは「第26条及び第27条」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>（平成24年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）</u></p> <p><u>2 平成24年度から平成26年度までの各年度における第13条の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付</u></p>

改正後	改正前
<p>3 (削る)</p>	<p>する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「<u>法附則第26条第1項の規定による交付金その他</u>」とする。 (平成24年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)</p> <p>3 平成24年度における第14条第2項、第15条第2項、第17条、第20条第2項、第21条第2項、第26条第2項、第31条第1項及び第32条の2の規定の適用については、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 当該年度の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。附則第9項において同じ。）が課されない被保険者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された被保険者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない被保険者を除く。） 第14条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」という。）とあるのは「基礎控除後の総所得金額等」という。）から当該一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の90に相当する金額を控除した金額（当該一般被保険者が国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合は、当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等の100分の90に相当する金額を控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。））」と、第15条第2項及び第21条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等から当該退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等</p>

改正後	改正前
	<p>の100分の90に相当する金額を控除した金額(当該退職被保険者等が特例対象被保険者等である場合は、当該退職被保険者等に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等の100分の90に相当する金額を控除した金額と当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。)」と、第17条中「国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)」とあるのは「政令」と、第20条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の90に相当する金額を控除した金額(当該一般被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等の100分の90に相当する金額を控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。)」と、第26条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等から当該介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の90に相当する金額を控除した金額(当該介護納付金賦課被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該介護納付金賦課被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該介護納付金賦課被保険者に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等の100分の90に相当する金額を控除した金額と当該介護納付金賦課被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。)」と、第31条第1項中「政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)」</p>

改正後	改正前
	<p>とあるのは「特例対象被保険者等」とする。</p> <p>(2) 前号に掲げる被保険者以外の被保険者であって、賦課期日の属する年の前年の所得に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等が、課税標準額（賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額をいう。）の100分の200の金額を超える被保険者 第14条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」という。）とあるのは「基礎控除後の総所得金額等」という。）から当該一般被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該一般被保険者が国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合は、当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該一般被保険者に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。）と、第15条第2項及び第21条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等から当該退職被保険者等に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該退職被保険者等が特例対象被保険者等である場合は、当該退職被保険者等に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎</p>

改正後	改正前
	<p>控除後の総所得金額等から当該退職被保険者等に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。) 」と、第17条中「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。） 」とあるのは「政令」と、第20条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該一般被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該一般被保険者に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。) 」と、第26条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等から当該介護納付金賦課被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該介護納付金賦課被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該介護納付金賦課被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から当該介護納付金賦課被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額の100分の200の金額を控除した額の100分の90に相当する金額を、当該介護納付金賦課被</p>

改正後	改正前
<p>4 (削る)</p>	<p>保険者に係る同条の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該介護納付金賦課被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額とする。) 」と、第31条第1項中「政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)」とあるのは「特例対象被保険者等」とする。</p> <p>4 当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、平成23年12月31日において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)が38万円以下である被保険者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、先順位者である場合における前項第2号の規定により読み替えられた第14条第2項、第15条第2項、第20条第2項、第21条第2項及び第26条第2項の規定の適用については、前項第2号の規定により読み替えられた第14条第2項中「)から当該一般被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額」とあるのは「)から当該一般被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額(当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において、当該一般被保険者が平成23年12月31日において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額が38万円以下である被保険者(以下「控除対象者」という。)と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第4項に規定する先順位者である場合には、年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額の合計額を控除した額とする。以下この項において同じ。)」と、前項第2号の規定により読み替えられた第15条第2項及び第21条第2項中「に係る基礎控除後の総所得金額等から当該退職被保険者等に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額」とあるのは「に係る基礎控除後の総所得金額等から当該退職被保険者等に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額(当該年度の保険</p>

改正後	改正前
<p>5 (削る)</p>	<p>料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第4項に規定する先順位者である場合には、年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額の合計額を控除した額とする。以下この項において同じ。）」と、前項第2号の規定により読み替えられた第20条第2項中「に係る基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額」とあるのは「に係る基礎控除後の総所得金額等から当該一般被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額（当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第4項に規定する先順位者である場合には、年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額の合計額を控除した額とする。以下この項において同じ。））」と、前項第2号の規定により読み替えられた第26条第2項中「に係る基礎控除後の総所得金額等から当該介護納付金賦課被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額」とあるのは「に係る基礎控除後の総所得金額等から当該介護納付金賦課被保険者に係る附則第3項第2号に規定する課税標準額（当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第4項に規定する先順位者である場合には、年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額の合計額を控除した額とする。以下この項において同じ。））」とする。</p> <p>5 前項に規定する先順位者を定める場合における順位は、次に掲げる順序による。</p>

改正後	改正前
6 (削る)	<p>(1) <u>課税標準額が最も多い金額である被保険者</u></p> <p>(2) <u>前号に該当する者が2人以上あるときは、納付義務者である被保険者</u></p> <p>(3) <u>納付義務者が被保険者でなく、第1号に該当する者が2人以上あるときは、賦課期日の属する年の前年の所得に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等が最も多い金額である被保険者</u></p> <p>(4) <u>前号に該当する者が2人以上あるときは、当該被保険者のうち、いづれかの被保険者</u> <u>(平成25年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)</u></p> <p>6 <u>附則第3項及び第4項の規定は、平成25年度における保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等について準用する。この場合において、附則第3項中「100分の90」とあるのは「100分の60」と、附則第4項中「平成23年12月31日」とあるのは「平成24年12月31日」と読み替えるものとする。</u> <u>(平成26年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)</u></p>
7 (削る)	<p>7 <u>附則第3項及び第4項の規定は、平成26年度における保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等について準用する。この場合において、附則第3項中「100分の90」とあるのは「100分の30」と、附則第4項中「平成23年12月31日」とあるのは「平成25年12月31日」と読み替えるものとする。</u> <u>(平成27年度以降における保険料に係る所得割額の算定の特例)</u></p>
8 (削る)	<p>8 <u>附則第3項及び第4項の規定は、平成27年度以降における保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等について準用する。この場合において、附則第3項中「100分の90」とあるのは「100分の10」と、附則第4項中「平成23年12月31日」とあるのは「当該年度の保険料賦課期日の属する年の前年の12月31日」と読み替えるものとする。</u> <u>(平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料の減額)</u></p>

改正後	改正前
<p>9 <u>(削る)</u></p> <p><u>(保険料に係る所得割額の算定の特例)</u></p> <p>2 <u>当分の間、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該被保険者が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。次項において同じ。）が38万円以下である被保険者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、先順位者である場合又は当該被保険者が当該年度の同法の規定による市町</u></p>	<p>9 <u>平成24年度から平成26年度までの分の保険料の賦課に限り、2人以上の被保険者が属する世帯であり、かつ、当該世帯に属する被保険者が次の各号に掲げる者に該当するときは、当該各号に定める額を当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち第17条の規定の適用がないものとした場合における基礎賦課額の所得割額、第23条の規定の適用がないものとした場合における後期高齢者支援金等賦課額の所得割額又は第28条の規定の適用がないものとした場合における介護納付金賦課額の所得割額から順次控除する。</u></p> <p><u>(1) 当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する者であって同条第7項に規定する障害者控除額が、第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等以下であるもの 同法第314条の2第7項に規定する障害者控除額に100分の10を乗じて得た額に100分の50を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第8号に掲げる者に該当する者又は同条第3項に規定する場合に該当する者であって同条第7項に規定する寡婦（寡夫）控除額が、第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等以下であるもの 同法第314条の2第7項に規定する寡婦（寡夫）控除額に100分の10を乗じて得た額に100分の50を乗じて得た額</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合における第14条第2項、第15条第2項、第17条、第20条第2項、第21条第2項、第26条第2項、第31条第1項及び第32条の2の規定の適用については、第14条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」という。）とあるのは「基礎控除後の総所得金額等」という。）（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該一般被保険者が当該年度の保険料の賦課期日の属する年の前年の12月31日現在において年齢19歳未満の者であって同年の合計所得金額（同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が38万円以下である被保険者（以下「控除対象者」という。）と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該一般被保険者が国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）である場合は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあつては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあつては同条第7項に規定</p>	

改正後	改正前
<p> <u>する障害者控除額の合計額を当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。)</u>」と、第15条第2項及び第21条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等(当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。))現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額(当該退職被保険者等が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該退職被保険者等が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該退職被保険者等が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を当該退職被保険者等に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該退職被保険者等に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額)とする。)」と、第17条中「国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「政令」という。)」とあるのは「政令」と、第20条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の </p>	

改正後	改正前
<p>総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の地方税法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該一般被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該一般被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該一般被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を当該一般被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該一般被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。）と、第26条第2項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは「基礎控除後の総所得金額等（当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦課被保険者が当該年度の地方税法の規</p>	

改正後	改正前
<p>定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を基礎控除後の総所得金額等から控除した金額（当該介護納付金賦課被保険者が特例対象被保険者等である場合は、当該年度の保険料の賦課期日現在において、当該介護納付金賦課被保険者が控除対象者と同一の世帯に属する被保険者であり、かつ、附則第2項に規定する先順位者である場合にあっては年齢16歳未満の控除対象者の数に33万円を乗じて得た額及び年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に12万円を乗じて得た額並びに当該介護納付金賦課被保険者が当該年度の同法の規定による市町村民税につき、同法第314条の2第1項第6号に掲げる者に該当する場合にあっては同条第7項に規定する障害者控除額の合計額を当該介護納付金賦課被保険者に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等から控除した金額と当該介護納付金賦課被保険者に係る同条の規定を適用して算定した基礎控除後の総所得金額等とのいずれか低い金額）とする。」と、第31条第1項中「政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）」とあるのは「特例対象被保険者等」とする。</p>	
<p>3 前項に規定する先順位者を定める場合における順位は、次に掲げる順序による。</p> <p>(1) 保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る第32条の2の規定を適用しないものとして算定した基礎控除後の総所得金額等が最も多い金額である被保険者</p> <p>(2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、課税標準額（保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額をいう。）が最も多い金額である被保険者</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>前号に該当する者が2人以上あるときは、合計所得金額が最も多い金額である被保険者</u></p> <p>(4) <u>前号に該当する者が2人以上あるときは、当該被保険者のうち、いずれかの被保険者</u></p> <p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p>	<p>(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)</p>
<p>4 当分の間、納付義務者又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第32条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p>	<p>10 当分の間、納付義務者又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第32条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p>
<p>5 第35条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>11 第35条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

改正後	改正前
<p>(被扶養者であった者に係る保険料の減免の特例)</p> <p>6 当分の間、第39条第2項の規定の適用については、同項中「特に必要がある」と認めるときは、当該被保険者が被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」とあるのは「特に必要がある」と認めるときは」と、同項第1号中「資格取得日」とあるのは「当該被保険者が被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）」とする。</p>	<p>(被扶養者であった者に係る保険料の減免の特例)</p> <p>12 当分の間、第39条第2項の規定の適用については、同項中「特に必要がある」と認めるときは、当該被保険者が被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」とあるのは「特に必要がある」と認めるときは」と、同項第1号中「資格取得日」とあるのは「当該被保険者が被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）」とする。</p>

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(概要)

平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を定めること等のため改正するもの

1 改正の主な内容

(1) 第6期介護保険事業計画期間(平成27年度～平成29年度)における保険料率を定めるもの。(第8条)

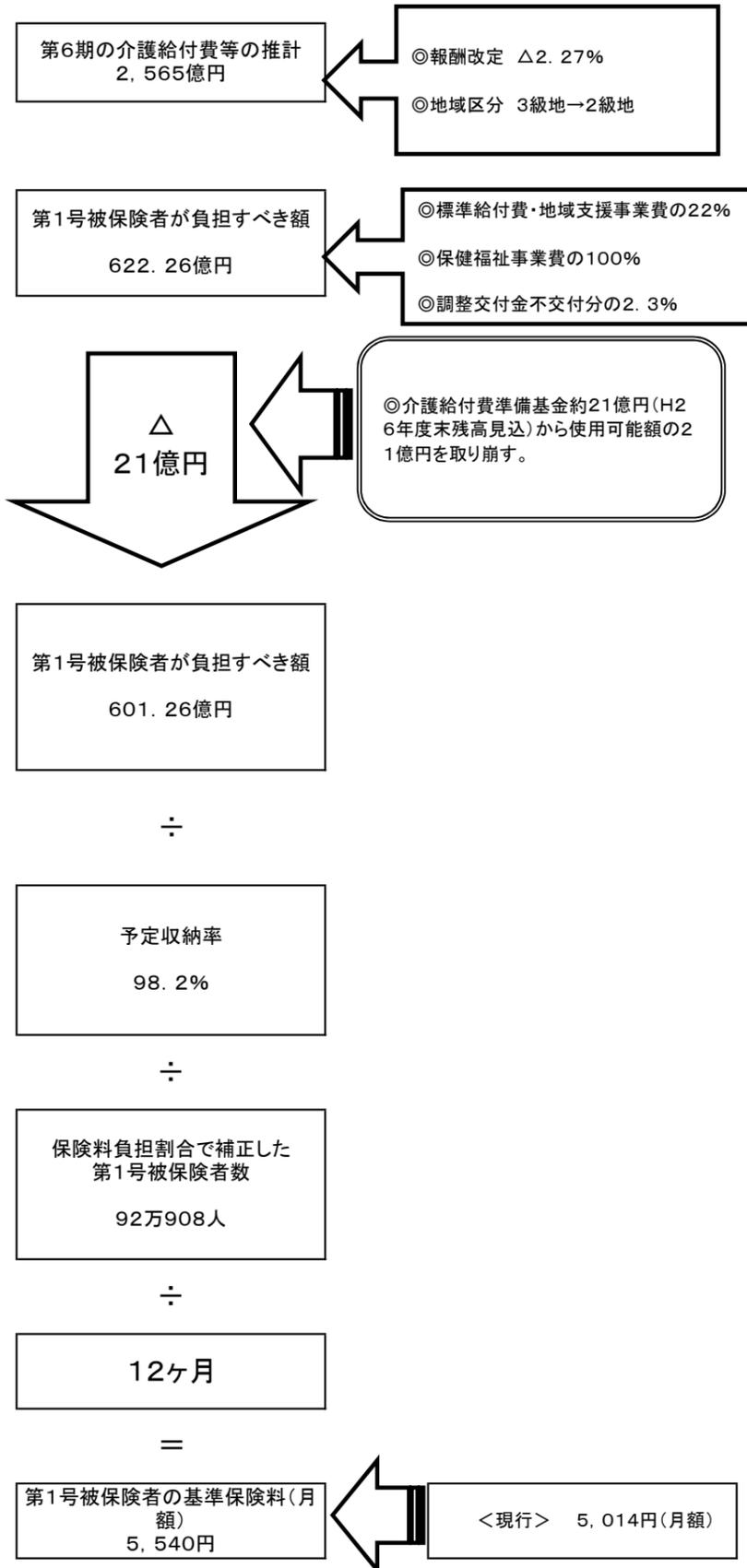
- ① 現行の第9段階の方のうち、合計所得金額が290万円以上350万円未満の方について新たな保険料段階を設定し、所得額に応じた保険料率を算定するもの。(第8条第1項第10号)
- ② 介護保険給付費準備基金の取崩し可能額約21億円を活用するとともに、上記による第1号被保険者の負担能力に応じた保険料率の段階の細分化を行なうことで、可能な限り保険料の上昇を抑制。

【第6期保険料段階等について】

第5期(平成24～26年度)				
保険料段階	対象者の所得基準	負担割合(×基準額)	保険料率(円)	概ねの保険料月額(円)
1	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者等	0.50	30,087	2,507
2	世帯全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であるもの等	0.50	30,087	2,507
3	世帯全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下であるもの等	0.65	39,113	3,259
4	世帯全員が市町村民税非課税者で、第1・第2・第3段階以外のもの等	0.75	45,130	3,761
5	世帯に市町村民税課税者が属する市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であるもの等	0.95	57,165	4,763
6	世帯に市町村民税課税者が属する市町村民税非課税者で、第5段階以外のもの等	1.00	60,173	5,014
7	市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円未満のもの等	1.10	66,191	5,516
8	市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円以上190万円未満のもの等	1.20	72,208	6,017
9	市町村民税課税者で、合計所得金額が190万円以上350万円未満のもの等	1.50	90,260	7,522
10	市町村民税課税者で、合計所得金額が350万円以上500万円未満のもの等	1.70	102,295	8,525
11	市町村民税課税者で、合計所得金額が500万円以上700万円未満のもの等	1.90	114,329	9,527
12	市町村民税課税者で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満のもの等	2.10	126,364	10,530
13	市町村民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上のもの等	2.30	138,398	11,533

第6期(平成27～29年度)				
保険料段階	対象者の所得基準	負担割合(×基準額)	保険料率(円)	概ねの保険料月額(円)
1	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税者等	0.50	33,244	2,770
2	世帯全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であるもの等	0.50	33,244	2,770
3	世帯全員が市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円以下であるもの等	0.65	43,217	3,601
4	世帯全員が市町村民税非課税者で、第1・第2・第3段階以外のもの等	0.75	49,866	4,155
5	世帯に市町村民税課税者が属する市町村民税非課税者で、前年の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であるもの等	0.90	59,839	4,986
6	世帯に市町村民税課税者が属する市町村民税非課税者で、第5段階以外のもの等	1.00	66,487	5,540
7	市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円未満のもの等	1.15	76,460	6,372
8	市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円以上190万円未満のもの等	1.25	83,109	6,925
9	市町村民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満のもの等	1.50	99,731	8,311
10	市町村民税課税者で、合計所得金額が290万円以上350万円未満のもの等	1.60	106,380	8,865
11	市町村民税課税者で、合計所得金額が350万円以上500万円未満のもの等	1.70	113,028	9,418
12	市町村民税課税者で、合計所得金額が500万円以上700万円未満のもの等	1.90	126,326	10,527
13	市町村民税課税者で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満のもの等	2.10	139,623	11,635
14	市町村民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上のもの等	2.30	152,921	12,743

【第6期介護保険料算定の手順】



川崎市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号</p>	<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、本市が行う介護保険に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、その円滑な運営について、法令で定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、要介護者等の保健、医療及び福祉の増進を図り、もって要介護者等が住み慣れた環境において安心して日常生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、本市が行う介護保険に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、その円滑な運営について、法令で定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、要介護者等の保健、医療及び福祉の増進を図り、もって要介護者等が住み慣れた環境において安心して日常生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。</p>	<p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。</p>
<p>(1) 要介護者等 要介護者、要支援者その他日常生活上支援が必要な65歳以上の者をいう。</p>	<p>(1) 要介護者等 要介護者、要支援者その他日常生活上支援が必要な65歳以上の者をいう。</p>
<p>(2) サービス 居宅介護支援、介護予防支援、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び施設サービスをいう。</p>	<p>(2) サービス 居宅介護支援、介護予防支援、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び施設サービスをいう。</p>
<p>(3) 事業者 前号のサービスを提供するものをいう。</p>	<p>(3) 事業者 前号のサービスを提供するものをいう。</p>
<p>(市、事業者及び市民の責務)</p>	<p>(市、事業者及び市民の責務)</p>
<p>第3条 市は、介護保険事業計画に基づき、事業者及び市民との連携により、介護保険事業の推進及び総合的な調整に努めるとともに、要介護者等の自立支援に必要な施策（以下「自立支援施策」という。）の実施に努めなければならない。</p>	<p>第3条 市は、介護保険事業計画に基づき、事業者及び市民との連携により、介護保険事業の推進及び総合的な調整に努めるとともに、要介護者等の自立支援に必要な施策（以下「自立支援施策」という。）の実施に努めなければならない。</p>
<p>2 事業者は、法令に定められたサービスの提供に係る規定を遵守するほか、他の事業者と連携して、介護保険事業及び自立支援施策に協力するよう努</p>	<p>2 事業者は、法令に定められたサービスの提供に係る規定を遵守するほか、他の事業者と連携して、介護保険事業及び自立支援施策に協力するよう努</p>

改正後	改正前
<p>めなければならない。</p> <p>3 市民は、共同連帯の理念に基づき、相互に協力して介護保険を支えとともに、自立支援施策の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。 (適切なサービスの提供)</p>	<p>めなければならない。</p> <p>3 市民は、共同連帯の理念に基づき、相互に協力して介護保険を支えとともに、自立支援施策の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。 (適切なサービスの提供)</p>
<p>第4条 市及び事業者は、相互に協力し、及び連携し、要介護者等がサービスを適切に利用できるよう情報の公開及び提供並びにサービスの質の確保に努めるとともに、サービスの提供に関する苦情について、的確に対応しなければならない。 (介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会)</p>	<p>第4条 市及び事業者は、相互に協力し、及び連携し、要介護者等がサービスを適切に利用できるよう情報の公開及び提供並びにサービスの質の確保に努めるとともに、サービスの提供に関する苦情について、的確に対応しなければならない。 (介護保険運営協議会)</p>
<p>第5条 市は、介護保険事業の運営について、専門的な見地から調査審議するとともに、その運営に市民の意見を反映させるため、川崎市介護保険運営協議会（以下「<u>運営協議会</u>」という。）及び川崎市地域包括支援センター運営協議会（以下「<u>地域包括運営協議会</u>」という。）を設置する。</p>	<p>第5条 市は、介護保険事業の運営について、専門的な見地から調査審議するとともに、その運営に市民の意見を反映させるため、川崎市介護保険運営協議会（以下「<u>協議会</u>」という。）を設置する。</p>
<p>第5条の2 <u>運営協議会</u>は、次条第1項に規定する事項を除き、介護保険事業の運営に関する事項のほか、介護保険事業に係る高齢者保健福祉施策に関する事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。</p>	<p>2 <u>協議会</u>は、介護保険事業の運営に関する事項のほか、介護保険事業に係る高齢者保健福祉施策に関する事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。</p>
<p>2 <u>運営協議会</u>は委員20人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 被保険者</p> <p>(2) 学識経験のある者</p> <p>(3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者</p> <p>(4) 事業者の団体の代表者</p> <p>(5) その他市長が必要と認めた者</p>	<p>3 <u>協議会</u>は委員20人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 被保険者</p> <p>(2) 学識経験のある者</p> <p>(3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者</p> <p>(4) 事業者の団体の代表者</p> <p>(5) その他市長が必要と認めた者</p>
<p>3 この条例に定めるもののほか、<u>運営協議会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>4 この条例に定めるもののほか、<u>協議会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>第5条の3 地域包括運営協議会は、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の設</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>置及び運営に関する事項（第4項の規定による調査審議の結果を含む。）</u>、 <u>法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に関する事項（第4項の規定による調査審議の結果を含む。）並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。</u></p>	
<p>2 <u>地域包括運営協議会は委員10人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p>	
<p><u>(1) 学識経験のある者</u></p>	
<p><u>(2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者</u></p>	
<p><u>(3) 事業者の団体の代表者</u></p>	
<p><u>(4) 被保険者</u></p>	
<p><u>(5) その他市長が必要と認めた者</u></p>	
<p>3 <u>地域包括運営協議会の下部組織として、各区に区地域包括支援センター運営協議会（以下「区地域包括運営協議会」という。）を置く。</u></p>	
<p>4 <u>区地域包括運営協議会は、当該区における地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項並びに法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に関する事項について調査審議する。</u></p>	
<p>5 <u>区地域包括運営協議会は委員8人以内で組織し、委員は第2項各号に掲げる者のうちから、地域包括運営協議会の意見を聴いて、市長が委嘱する。</u></p>	
<p>6 <u>この条例に定めるもののほか、地域包括運営協議会及び区地域包括運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	
<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p>	<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p>
<p>第6条 川崎市介護認定審査会の委員の定数は、300人以内とする。</p>	<p>第6条 川崎市介護認定審査会の委員の定数は、300人以内とする。</p>
<p>2 法令及びこの条例に定めるもののほか、川崎市介護認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>2 法令及びこの条例に定めるもののほか、川崎市介護認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>(保健福祉事業)</p>	<p>(保健福祉事業)</p>
<p>第7条 市は、<u>第115条の49</u>の規定に基づく保健福祉事業として、被保険者が要介護状態等となることを予防するための事業を行うものとする。</p>	<p>第7条 市は、<u>第115条の48</u>の規定に基づく保健福祉事業として、被保険者が要介護状態等となることを予防するための事業を行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(保険料率及び保険料額)</p> <p>第8条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条に規定する基準に基づき算定（特例割合を定めてするものを含む。）をするものとし、当該各年度の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 <u>33,244円</u></p> <p>ア 政令第39条第1項第1号イ又はロに掲げる者</p> <p>イ <u>政令第39条第1項第1号ニに掲げる者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）第22条第21号イの規定により要保護者とみなされた者に限る。）</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 <u>33,244円</u></p> <p>ア 政令第39条第1項第1号ハに掲げる者</p> <p>イ <u>政令第39条第1項第1号ニに掲げる者（前号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(3) <u>政令第39条第1項第2号に該当する者 43,217円</u></p>	<p>(保険料率及び保険料額)</p> <p>第8条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条に規定する基準に基づき算定（特例割合を定めてするものを含む。）をするものとし、当該各年度の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 <u>30,087円</u></p> <p>ア 政令第39条第1項第1号イ又はロに掲げる者</p> <p>イ <u>政令第39条第1項第1号ハに掲げる者（第3号イ又は第5号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 <u>30,087円</u></p> <p>ア 政令第39条第1項第2号イに掲げる者</p> <p>イ <u>政令第39条第1項第2号ロに掲げる者（次号イ又は第5号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する者 39,113円</u></p> <p>ア <u>その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。第5号アにおいて同じ。）が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が120万円以下であり、</u></p>

改正後	改正前
	<p>かつ、前2号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p>
<p>(4) <u>政令第39条第1項第3号に該当する者</u> 49,866円</p>	<p>(4) 次のいずれかに該当する者 45,130円</p> <p>ア 政令第39条第1項第3号イに掲げる者であり、かつ、前号に該当しない者</p> <p>イ 政令第39条第1項第3号ロに掲げる者（次号イに該当する者を除く。）</p>
<p>(5) <u>政令第39条第1項第4号に該当する者</u> 59,839円</p>	<p>(5) 次のいずれかに該当する者 57,165円</p> <p>ア 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p>
<p>(6) <u>政令第39条第1項第5号に該当する者</u> 66,487円</p>	<p>(6) 次のいずれかに該当する者 60,173円</p> <p>ア 政令第39条第1項第4号イに掲げる者であり、かつ、第3号及び前号に該当しない者</p> <p>イ 政令第39条第1項第4号ロに掲げる者</p>

改正後	改正前
<p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>76,460円</u></p> <p>ア 合計所得金額（<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）</u>が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者（<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）</u>であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば<u>保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）</u>を必要としない状態となるもの（<u>政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）</u>、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>83,109円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,250,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば<u>保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）</u>、次号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>99,731円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,900,000円以上<u>2,900,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば<u>保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）</u>、次号イ、第11号イ、<u>第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>106,380円</u></p>	<p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>66,191円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば<u>保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）</u>、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ <u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>72,208円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,250,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば<u>保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）</u>、次号イ、第10号イ、第11号イ <u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>90,260円</u></p> <p>ア 合計所得金額が1,900,000円以上<u>3,500,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば<u>保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）</u>、次号イ、第11号イ <u>又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>ア 合計所得金額が2,900,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>113,028円</u></p> <p>ア 合計所得金額が3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>126,326円</u></p> <p>ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>139,623円</u></p> <p>ア 合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。)</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>152,921円</u></p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>102,295円</u></p> <p>ア 合計所得金額が3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>114,329円</u></p> <p>ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>126,364円</u></p> <p>ア 合計所得金額が7,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。)</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>138,398円</u></p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(保険料の賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 保険料の賦課期日(賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項において同じ。)後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第8条第1項第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イのいずれかの規定</u>(以下「被保護者等該当規定」という。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで保険料の賦課期日において課された保険料を月割をもって算定した額と当該該当するに至った日の属する月から該当するに至った被保護者等該当規定による保険料を月割をもって算定した額の合算額とする。ただし、当該該当するに至った被保護者等該当規定による保険料額が保険料の賦課期日において課された保険料額以上となる場合は、この限りでない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(保険料の賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 保険料の賦課期日(賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項において同じ。)後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)<u>若しくはロ又は第8条第1項第1号イ、第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イのいずれかの規定</u>(以下「被保護者等該当規定」という。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで保険料の賦課期日において課された保険料を月割をもって算定した額と当該該当するに至った日の属する月から該当するに至った被保護者等該当規定による保険料を月割をもって算定した額の合算額とする。ただし、当該該当するに至った被保護者等該当規定による保険料額が保険料の賦課期日において課された保険料額以上となる場合は、この限りでない。</p> <p>5 (略)</p>